

第55回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第1日）

平成25年6月11日（火曜日）

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (1名)	14番	石 黒 永 剛		
		午後1時29分より早退		

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	船 曳 覚	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農 林 振 興 課 長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上 月 支 所 長	伊 東 静 夫	南 光 支 所 長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	小 林 裕 和
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (1名)	天文台公園長	和 田 進		
		※午前10時15分 入		
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日 程 第 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2. 会期決定の件
- 日 程 第 3. 行政報告について
- 日 程 第 4. 報告第 2 号 平成 24 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日 程 第 5. 報告第 3 号 平成 24 年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日 程 第 6. 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例（専決第 1 号））
- 日 程 第 7. 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（専決第 2 号））
- 日 程 第 8. 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度佐用町一般会計補正予算第 6 号 専決第 3 号）
- 日 程 第 9. 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号 専決第 4 号）
- 日 程 第 10. 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号 専決第 5 号）
- 日 程 第 11. 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 4 号 専決第 6 号）
- 日 程 第 12. 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第 3 号 専決第 7 号）
- 日 程 第 13. 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号 専決第 8 号）
- 日 程 第 14. 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号 専決第 9 号）
- 日 程 第 15. 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 3 号 専決第 10 号）
- 日 程 第 16. 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 5 号 専決第 11 号）
- 日 程 第 17. 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 2 号 専決第 12 号）
- 日 程 第 18. 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 2 号 専決第 13 号）
- 日 程 第 19. 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 1 号 専決第 14 号）
- 日 程 第 20. 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算第 1 号 専決第 15 号）
- 日 程 第 21. 議案第 54 号 兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び規約の変更について
- 日 程 第 22. 議案第 55 号 工事委託契約の締結について（町道小赤松線小赤松橋橋梁架設工事）
- 日 程 第 23. 議案第 56 号 町有財産の無償貸付けについて
- 日 程 第 24. 議案第 57 号 佐用町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 第 25. 議案第 58 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 日 程 第 26. 議案第 59 号 佐用町土づくりセンター条例の一部を改正する条例について
- 日 程 第 27. 議案第 60 号 平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日 程 第 28. 発議第 1 号 佐用町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 日 程 第 29. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日 程 第 30. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日 程 第 31. 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日 程 第 32. 諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日 程 第 33. 請願第 2 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2014 年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する件
- 日 程 第 34. 委員会付託について
- 追加日程第 1. 発議第 2 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書（案）
-

午前 09 時 30 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。開会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに第 55 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりおそろいでご参集を賜り、誠に御苦労さまでございます。

議員各位には、3 月定例会終了、閉会後ですね、議員活動に専念され、町発展と住民の福祉向上のためにご尽力をいただいておりますことを、心から感謝を申し上げるところでございます。

そして、また、町長、副町長をはじめ、職員の皆さん方には、3 月定例会の予算決定後、順次、執行を滞りなくしていただいておりますことを、心より感謝を申し上げるところであります。

さて、今期定例会には、報告案件が 2 件、専決処分の承認が 15 件、条例に関する条例案件が 4 件、平成 25 年度一般会計補正予算案 1 件、人事に関する案件が 4 件、請願が 1 件、その他規約の変更案件等、30 件が付議されております。

何とぞ、議員各位には、これら諸案件につきまして慎重なるご審議を賜り、適切妥当な結果が得られますようお願いし、開会の挨拶といたします。

なお、天文台公園長につきましては、遅刻をするという報告を受けておりますので、お願いいたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵逄典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

今朝は、少し蒸し暑く感じましたけれども、早朝からのご参集、誠に御苦労さまでございます。今年は、例年に比べてですね、非常に早い梅雨入りの宣言があったわけですが、その後、空梅雨が続いておりまして、地域によっては、水不足がですね、心配されるようなことも聞きます。

ただ、佐用町内におきましては、田植えも順調に進んでいるようで、なによりだというふうに思っております。

しかし、早ですね、台風が発生をして、今、台風３号が北上中ということでもあります。梅雨も本番は、これからでありまして、梅雨と台風が一緒になっての大雨、これは、十分警戒をしなければならないというふうに思っているところでございます。

さて、この６月の定例議会には、今、議長からの御挨拶のとおり、３月末のですね、専決をさせていただきました２４年度の最終補正予算、また、職員の懲戒、分限処分に関するですね、条例案と、提案を、提出をさせていただいております。

また、会期中であります、国の要請に基づきます職員の給与の削減についての特例条例を提案をさせていただく予定にしております。

また、最終日になろうと思っておりますけれども、この６月２１日にですね、入札を予定しております佐用小学校の大規模改修、予定をしております大規模改修の工事の請負契約締結につきましての案件も最終日になろうかと思っておりますけれども、提案をさせていただく予定といたしております。

それぞれ、慎重にご審議をいただきまして、適切妥当な結論にいただきますように、どうぞ、よろしくお願いを申し上げまして、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、ありがとうございました。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第５５回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第１２１条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長、天文台公園長であります。

なお、本日、１名の傍聴の申し込みがありました。傍聴者におかれましては、傍聴中、守らなければならないことについては、遵守していただきますよう、お願いを申し上げます。

これより、本日の会議を開きます。ただちに日程に入ります。

日程第１．会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第１は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第１２１条の規定により議長より指名をいたします。

８番、笹田鈴香君。９番、高木照雄君。以上の両君にお願いします。

日程第２．会期決定の件

議長（西岡 正君） 続いて、日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日６月１１日から６月２５日までの１５日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日６月１１日から６月２５日までの１５日間と決定いたしました。

日程第 3．行政報告

議長（西岡 正君） 日程第 3、これより、町長より行政報告がありますが、町長のほうから、今回については、行政報告事項がありませんというご報告を受けておりますので、日程第 3 は終わります。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、以降の議案書は、予定の案件として前もって配付しております。ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第 4．報告第 2 号 平成 24 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 5．報告第 3 号 平成 24 年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 4 に入ります。

日程第 4 及び日程第 5 を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって日程第 4、報告第 2 号、平成 24 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について及び、日程第 5、報告第 3 号、平成 24 年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告についての 2 件を一括議題といたします。

町長より報告があります。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告、まず、第 2 号につきまして、平成 24 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、繰越明許費の財源が確定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

まず、一般会計でございますが、過疎集落等自立再生緊急対策事業など 12 事業、繰越額合計 5 億 9,577 万 6,000 円の財源内訳は、国県支出金 1 億 8,743 万円、地方債 3 億 6,200 万円、その他特定財源 24 万 5,000 円、一般財源が 4,610 万 1,000 円でございます。

簡易水道事業特別会計につきましては、簡易水道事業の繰越額 2,610 万円の財源内訳は、その他特定財源として水道管移設補償費 1,842 万 2,000 円、一般財源 767 万 8,000 円でございます。

特定環境保全公共下水道事業特別会計につきましては、特定環境保全公共下水道事業の繰越額 3,123 万円の財源内訳は、国県支出金 410 万円、その他特定財源として下水道管移設補償費 2,675 万 5,000 円、一般財源 37 万 5,000 円でございます。

次に、報告第 3 号の平成 24 年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして報告をさせていただきます。

内訳でございますが、資本的支出、建設改良費において、県河川災害復旧工事の進捗状

況と整合させるため、橋梁添架の水管移設等、2事業で、2,670万円を予算繰越し、財源内訳は、工事負担金いわゆる県補償費で2,191万9,000円、当年度損益勘定留保資金478万1,000円でございます。

以上、それぞれ、地方自治法施行令第146条第2項の規定並びに、地方公営企業法第26条第3項の規定により、ご報告を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） 報告第2号及び報告第3号について、町長の報告は終わりました。

これから日程第4、報告第2号、平成24年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を行います、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） この報告内容は、今年3月議会で、補正予算、前回の補正の時に繰越額として、予算で説明があったところなんですけれど、金額的には、一番上の総務費、過疎集落等自立再生緊急対策事業、これが3月議会当時とは、金額的に、繰越額そのものが変更になっています。その時も説明は、一応、ありましたけど、正規としては、今回、初めてだと思うので、その関係の改めた説明と。

それから、財源的に、国・県の支出金が確定したこと。それから、地方債という、その他一般財源が確定したということなんですけれど、その地方債の関係では、それぞれ、挙がっているものについて、どういう地方債の中で、どういうもの活用したのかということも説明として、加えていただけませんか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

企画防災課長（久保正彦君） それでは、私のほうからですね、総務費の過疎集落等自立再生緊急対策事業について、ご説明をいたします。

これにつきましてはですね、国の総務省のほうから、過疎集落等自立再生緊急対策事業ということで、私ども佐用町から、上月地域づくり協議会と江川地域づくり協議会の二つの地域づくり協議会から申請をいたしておりました。

その中で、総務省のほうがですね、事業採択を決められましたのが、江川地域の1,080万ということでございます。

なお、事業費といたしましては、上月地域づくり協議会が2,691万9,000円。それから、江川地域がですね、1,586万円という形で、申請をいたしておりましたけれども、上月地域は不採択になりまして、江川地域は、減額されて採択されたということで、1,080万円というふうになっております。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。平岡議員。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） それでは、地方債についての説明をさせていただきます。

まず、上から２行目の平福保育園の改修事業につきましては、5,790 万円。これ、合併特例債でございます。

それから、下の体質強化基盤整備促進事業、農林水産業費の農業費でございますけれども、130 万円、これについては、合併特例債。

それから、その下、2,000 万円、一般公共事業債です。

その次の 1,200 万円、これについても一般公共事業債でございます。

それから、その下の橋梁新設改良事業、これも合併特例債でございます。

それから、一番下の公立学校施設整備事業、1 億 9,060 万円。これも合併特例債でございます。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 最初の過疎集落等自立再生緊急対策事業については、二つの地域から申請したけれども、一箇所の申請が採択されたということで、その理由などについては、今、当時、説明もあったかと思うんですけど、国のほうから要請があって、その地域づくりが受け皿となってする上で、いろいろと時間的な問題で、即対応できるところと、ほとんどのところと言うたらあれですが、できていない実態がありますので、そこらへんは、これからの課題でもあるんですけど、改めて、あの当時も説明があったかと思いますが、そういった、地域として活性化する、緊急対策だから、緊急ということは、この年度、繰越額で方向としては終わりということになるんですか。その点、もう一度、お願いしたいと思います。

それと、もう一つは、二つ目の民生費の中の平福保育園改修事業、これは、その説明が、補正予算の時に上がった時に、私たちは、その住民合意が取れたのかどうか。3 保育園を統合して平福保育園として、改修事業として、町が計画しているということについて、質問したところなんですけれど、その後、3 月議会から経過しておりますけれど、状況がありましたら、説明をお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） それでは、先ほど、平岡議員さんが言われたようにですね、即刻、国の補正予算でございますので、非常に申請まで期間がない。その中で、申請ができるところという形で申請をいたしましたけれども、これまでもですね、各地域づくり協議会に対しましては、例えば、ふるさと自立計画の策定とかですね、また、まち・むら計画、

密集地、市街地ですね、市街地がこう、構成されているところは、まち・むら計画というふうになるんですけれども、そのような計画づくりについて、呼びかけをしております。

既にですね、平成 24 年度も長谷地域づくり協議会と三日月地域づくり協会が、そういう計画づくりにと取り組んでいらっしゃいますし、平成 25 年度も、また、新たな、石井地域づくり協議会が取り組みたいというような申し込みをいただいておりますのでございます。

そういう中で、地域づくり協議会が、すぐに対応できるような形の計画を作っていたかどうかということで、我々も呼びかけをしながら、こういう国庫補助金等があればですね、直ぐ、対応できるところに呼びかけをしていきたい。今後も、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） そしたら、私のほうからの平福保育園の改修関係に伴います 3 保育園の現在の状況でございます。報告させていただきます。

その内容につきましては、保育園の特別調査委員会等でも報告をさせていただいているかと思えます。4 月、5 月に、各 3 園の協議会、合同で、今、協議会をやっておりますが、今現在、保育園の場所につきましては、これ、何度も報告しておることなんですけど、基本的課題の 1 番でございます。統合の方式、それから、新園の設置場所等につきましては、現在の平福保育園を利用して、改修で、その後、新園として行っていくということにつきましては、各懇談会でも確認をとれ、協議会の中でも確認をとっているところでございます。

ただ、本協議会につきましては、ほかの地域の協議会、また、懇談会とやり方を若干変えております。これは、ご存知のとおりだと思いますが、基本的課題の 1 番終了後、2 番からの内容につきましては、3 園一緒にやろうじゃないかということで、協議会を、もう昨年度途中から、始めていっている次第でございます。その中で、やはり、実際に保育園が新しく改修するにあたり、また、3 園が統合するにあたり、やはり、いろんな議論が、こう出ております。その内容の中で、大きな、今、議論をしておりますのが、通園手段、そして、保育園の改修の内容等を、今現在、議論をしている真っ最中でございます。

4 月、5 月についても、概ね改修につきましては、要望等、それから改修点についても、だいたい目鼻が立っているような、今、状況でございますので、また、今月、来週ですか、来週には、この 3 園の協議会が行う予定になっておりますので、その中で、改修についても最終的な内容等ができ、そして、通園手段の話も、また、次の話になっていくのではないかなという形で、今、現在進んでいるところでございます。

そういった形で、3 月にも提案させていただきましたが、昨年度挙げさせてもらっていた予算につきましては、本年度の繰り越しという形で事業を展開していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員、よろしいか。
はい、ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

委員（金谷英志君） 先ほど言いました、最初の過疎集落自立再生緊急対策事業で、その上月と江川が挙げられていて、採択されたのは、江川だけだということで、二つ目ですけれども、この国の事業としては、市町村も、その事業主体となると、事業主体は、市町村や住民団体、NPO、法人等もありますから、町が、その事業主体となった場合には、それ、NPO法人であり、住民団体が、その江川なり上月の地域づくり協議会に当てはまると思うんですけど、町がしたら、それ挙げられている江川と、それから上月についても、事業採択の方法もあつたんじゃないですか。それ、江川が、今、江川だけだと、減額されて採択されたということですけど、事業は使われるんでしょうけれども、その中で、全体の中で、町全体の中でも、上月と江川だけ、さらにまた、上月と江川の中でも、江川だけということになれば、全体の、その市町村が事業主体となる方法もあつたんじゃないかと思うんです。その点は、いかがでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 市町村の実施主体にはなり得ましたんですけども、この事業の内容ですけれども、市町村が事業実施主体になる場合は、廃校後の改修が想定されたものというものが、明記されておりましたので、市町村としては、できなかったということなんです。

で、概ねですね、学校区を形成するようところが申請主体になるということでございましたので、その目的に合致した地域づくり協議会等で考えましたけれども、当時ですね、地域づくり協議会の事業ヒアリングというのをさせていただいたんです。その中で、即、実施できるものという形の中で、この二つを示させていただいたということでございます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、ほかにありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 35 番の土木費の分でございますけれども、この分につきましては、どこの箇所を指して、期間、工事用の、どう言うんですか、25 年度の末には、そういうような完成するんか、そこらへんのめどについてお示してください。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（鎌内正至君） 4 件全てでございましょうか。

〔岡本義君「場所」と呼ぶ〕

建設課長（鎌内正至君）　　まず、道路維持事業でございますが、これ、ストック修繕ということで、測量試験費 600 万円と、場所は、末広久崎線とか、駅前から近畿クボタの 2 車線道路とか、1 級町道を中心に舗装の傷んでいるところを、調査、まず、路面性状解析とか、わだち割れの解析とかしまして、悪いところから順次していくということで、24 年線と、25 年度もございまして、順次、悪いところから行っていくということで、全ての路線を、まだ、決定しているわけではございません。

それと、もう 1 件、目高線の道路改良も一部繰り越しておりまして、それは、もう、完了しております。

次に、橋梁でございますが、今年度、大願寺橋と力万橋の改修工事です。長寿命化工事でございます。

それと、測試では、五つの橋梁を、今、調査をするということで予定をしております。

橋の名前は、ああ、すいません。4 件です。岡本医院近くの塩ノ谷橋と土山橋ですか、それと、武蔵決闘の地の横にあります金倉橋、それと、三河の駐在所の、ちょっと下流、下の清水橋、この 4 箇所を調査する予定でございます。

それと、次、橋梁の 8,443 万 1,000 円の繰り越しが、これ、小赤松橋の下部工でございます。県委託の分でございます。

それと、次に、河川改良では、輪中堤、今、真盛で行っておる県委託のものと、寄延川のかさ上げ工事も県に委託をする予定でございまして、これはもう、25 年度に完成予定でございます。以上です。

議長（西岡 正君）　　はい、よろしいか。

ほかにありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君）　　今の土木費に関連しますが、今、言われました真盛の輪中の件ですが、ここは、県の河川工事ということで、越水をするおそれがあるということが分かり、輪中をされるわけなんですけども、その輪中なんですけども、県の工事でありながら 525 万、一般財源ということですが、町道もあると言われたんですけども、これほど、多額なお金が必要、その理由ですね、内容を説明願います。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、建設課長。

建設課長（鎌内正至君）　　公共事業でやっているものは、上流区域でございまして、これは、3 分の 1、町が負担します。

それと下流工区、もう 1 工区やっているのは、これは、1 件のみということで、町単独の工事になりますので、その分が、かなりお金が、金額がかかっております。以上です。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） で、そしたら、工期はいつぐらいになるでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（鎌内正至君） 申し訳ございません。ちょっと、県土木に委託しておりまして、どういう設定されているのか、ちょっと今、把握をしておりません。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔建設課長「あっ、すいません」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

建設課長（鎌内正至君） もう、ほぼ完成。もう、国道のほうの工事をしているというところで、そう長引くとは考えておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかにありますか。
ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第 5．報告第 3 号 平成 24 年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 5、報告第 3 号、平成 24 年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告について質疑を行います。ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3 番（岡本義次君） これ、資本的支出の建設改良の分で、3,490 万でございますけれど、これについても、場所と工期について、お示してください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） この分につきましては、大垣内地内ですね、県の河川工事に伴う管の支障移転工事。

それから、もう 1 箇所、久崎地内の新笹ヶ丘橋の管渠の架設工事、この 2 件でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 金の、どう言うんですか。振り分けいうんか、どっちが、どれぐらいかかるかいう、そこらへんについても、ちょっと、分かれば。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） 金額につきましては、大垣内分につきましては、総事業費が 1,670 万円を繰り越しております。

それから、県の補償費につきましては、1,491 万 2,000 円。それから、単独費と言って、保留金ですけれども、178 万 8,000 円。

それから、もう一つの新笹ヶ丘橋の分につきましては、1,000 万でございます。

その内訳、県補償費が 700 万 7,000 円と保留金 299 万 3,000 円でございます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。ほかにございませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

日程第 6．承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例（専決第 1 号）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 6、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例について（専決第 1 号）を議題といたします。

承認第 1 号について、当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 1 号、佐用町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成 25 年 4 月 1 日付で地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、佐用町税条例の一部を改正するものでございます。

法律の公布に伴う町条例に関係する改正は、2 点でございます。

1 点目は、土地区画整備事業等の仮換地等に係る固定資産税の課税は、区画整備事業等を実施する前の所有者に対して課税をするという規定の中で、対象となる工事から独立行政法人森林総合研究所が、独立行政法人森林総合研究所法又は独立行政法人緑資源機構法に基づき実施する工事については除外するとするというものでございます。

2 点目は、固定資産税の課税に係る減免措置の中で、市町村独自で軽減割合を定めることのできる「わが町特例」の規定で、次の 3 施設が対象となっております。

一つ目は、一つ目は、工場排水等を公共下水道に排水する際に、その工場内に浄化施設

を設置し、浄化したうえで排水する場合に、その設置した浄化施設に係る固定資産税を軽減するもの。

二つ目は、特定都市河川対策法の規定により、防災のために設置する雨水の浸透・貯留施設等に係る固定資産税を軽減するもの。

三つ目は、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄施設に係る固定資産税を軽減するものでございます。

本条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行すると定めております。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げて、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決いたします。

これから承認第 1 号に対する質疑を行います。ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 10 条の 2 が新たに加えられるわけですが、今、町長、説明された、その、それぞれに雨水貯留施設の浸透施設や下水道の除去施設。それから、備蓄倉庫、これは事業所が、佐用町内で、今後、出てくる、これまでもそうですけど、これまでであったからということと、今後、出てくるような、これ、かかるような事業所があるんかどうか、伺います。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。

ただ今のご質問でございますけども、10 条の 2 で規定をいたしております三つのわが町特例の施設でございますけども、佐用町におきましては、現在のところは過去にもございません。

ただ、1 点目の工場排水の下水道に流す際の浄化施設につきましては、今後、発生する可能性はあると思っております。

ただ、2 点目と 3 点目につきましては、これは、特定都市の河川対策法でありますとか、3 点目については、都市再生特別措置法の対象地域ということで、現在は、佐用町は含まれてございません。

これ、今回、挙げさせていただきましたのは、1 点、お詫びを申し上げないかんのんですけども、4 月の 3 日に県のほうから、条例改正のひな形が届きました時に、この条文を見まして、特に、3 点目の都市再生特別措置法に規定する備蓄施設というところを、私のほうが、この条文だけを見まして、当時の地方税法の附則 15 条第 37 項ということで確認しましたところ、再生可能エネルギー発電施設の軽減という条文になっておりまして、これでしたら、私とこも現在、旧三日月地区の志文谷で設置をされておりますし、申山にも設置予定があるということで、県のほうにも確認したんですけれども、その時点では、そういう話になっておりまして、専決ということでさせていただきます、4 月の全員協議会でも、そういう説明をさせていただきました。

ところが、ちょっと、私のほうでも勉強不足で申し訳なかったんですけども、4月1日付で、地方税法そのものが、改正になっておりまして、附則の15条、37施設があったんですけども、3施設が除外ということになりまして、新たに、また、4施設が追加されております。その中で、再生可能エネルギーの施設については、附則15条の34項ということに繰り上がりまして、これは、国のほうで、当初の課税分を3分の2に減額するというので、地方税法で定めがあるということで、町では、それを動かせないということになっておりまして、新たな、37項ということで、災害に対する備蓄施設ということで、例えば、駅等で、帰宅困難者が出た場合に備えて、水とか毛布とかを備蓄しておくような施設に対する固定資産税を軽減するというものに4月1日付で37項が変わっております、私のほうが勉強不足で、佐用町には、今現在では、特に関係ないものを2点、挙げてしまった形になっておるんですけども、まあ、私とこの条例については、ひな形の条例にきっちり沿ったものを挙げておりますので、今回、挙げておりますものは、現在では、該当はございませんけども、専決ということにさせていただいておりますので、ご了解のほうをお願いしたいと思います。

また、今回の条例改正、たくさん出ておりますんですけども、今回、させていただいたのは、4月1日の施行の分だけということで、残りが、まだ、これよりたくさんありますので、9月議会か12月議会に上程をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

5 番（金谷英志君） はい、よく分かりました。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） ほ場整備の分でございますけれど、これが、条例改正されることによって、佐用町としてですね、今現在の分と、改正されてからの分と、どのように変わってくるか、そこらへんの見込みいうか、そこらへんは、どういうふうになりますか。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 税務課長。

税務課長（橋本公六君） 1点目の土地区画整理等に係る条例改正でございますけども、これにつきましては、佐用町におきまして、独立行政法人森林総合研究所というのが、実際に工事をしたような実績もございませんし、これから先も、こういうところがするということは、ございません。ほとんどが、都市計画に係ります区画整理の事業のほうでございまして、今回、これを記させていただいたのは、緑資源機構法のほうが、2年前に法律そのものがなくなっておりますので、この法律に従って区画整理をするということがなくなっております。なぜか、2年後に条例のほうも廃止ということで、通達が来ましたので、私とこの条例にも、一応、条文が挙がってございましたので、この文言だけ削除をさせてい

ただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。
ほかにございますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） すいません。非常に、丁寧な説明の後、初歩的な質問で申し訳ないんですけども、この条例改正と専決処分で出されているというのは、これ、課税基準日との関連で、専決処分であるということによろしいのでしょうか。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） おっしゃるとおり、4月1日施行というのが、この2点だけございまして、後は、一番早いので、来年の26年の1月1日施行ということになっておりまして、4月1日施行の2点だけ、専決をさせていただきました。

議長（西岡 正君） よろしいですか。ほかにございますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより承認第1号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認されました。

日程第7．承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 専決第2号）

議長（西岡 正君） 続いて日程第7、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

承認第2号について、当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第2号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。

平成25年3月31日付で、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令に定めのある適用期日が、平成27年3月31日まで延長されることに基づき、本条例附則第4条を改め、平成27年3月31日まで延長するものでございます。

現在、当町で当該課税免除措置を適用しておりますのは、1事業所で、償却資産において、28万2,400円でございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましても、本日即決いたします。

これから承認第2号に対する質疑を行いますか、ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 延長されるということなのですが、この延長によって、この可能性ですね、は、どのように、町として見ておられるのかお尋ねします。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） この条例に基づきまして、今まで、軽減をさせていただいた会社は、一応、5社ございます。現在は、1社なんですけれども、その1社につきましては、今年が、25年度が3年目ということで、今年が最終年になります。

これにつきましては、この条例を延長する、しないにかかわらず、継続案件ですので、そのまま適用はできるんですけれども、今後、25年度、26年度2カ年に、そういう会社から申請がございましたら、また、改めて、県のほうに進達をして、該当しておれば、申請ができるということになっております。

ただ、現在のところ、24年度におきまして、1社ご相談を受けておりまして、25年度に1社、申請が出てくるのではないかなということで、こちらのほうは、予定をいたしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） ほかに、井上議員。

7番（井上洋文君） 初歩的なことなんですけれども、これ、確か、事業所、これ、限定

されているとは思いますが、どのような事業所について、該当するか。教えていただきたいんです。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 事業所の内容が、限定されているわけではございませんでして、投資をされる施設が限定をされております。

その施設の条件と言いますのが、金額的に 2,700 万円以上で、地域の雇用につながる、雇用増加につながる施設及び設備ということになっておりまして、その施設及び設備にかかります固定資産税を全額減額するということになっておりまして、その減額した固定資産税の 75 パーセントを交付税で算入をしていただけるというものでございまして、先ほど、町長が提案説明の中で申し上げました省令で 27 年まで延びたと言いますのが、その省令の内容が、75 パーセントを交付税で補うという、このものが 2 年間延びたということで、私とこの条例も 2 年間、延ばさせていただいたということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） これ、旅館業とか、情報通信技術事業所とかの製造業という、その限定されたもの、それは、ないんですね。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） そういうことでございます。はい。

議長（西岡 正君） はい、井上議員よろしいか。

7 番（井上洋文君） はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 税務課長の、私の聞き間違いかも知れませんが、現在、1 社が適用されているということで、この年度で 3 年目ということで、ちょっと、聞き間違いかも知れませんが、26 年、27 年延期されることによってね、引き続き、延期と理解したんだけど、今、だから、3 年間で、それは終わり。その 1 社はね。しかし、再度、さらに、やっぱり増資、どうのこうのするんだったら、申請はできると、そのように確認してよろ

しいですか。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） おっしゃるとおりでございます。

現在、適用してます1社は、25年度で最終年ということになります。

で、今、新たな、違う会社で、24年度にご相談を受けてる会社が1社ございますので、申請が出てくれば、該当するというふうに考えております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 今、説明の中で、2,700万以上で地域の雇用につながるという説明あったんですけど、その雇用の人数については、どうなのでしょう。その、やっぱり、数によっての何ほかという、そういうような制約があるんですか。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 税務課長。

税務課長（橋本公六君） 具体的な雇用者数の限定はなかったと思いますが、一応、申請が出てきましたら、県のほうに申請をいたしまして、県のほうが、可否の決定をしてくれるということにはなっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかに、ございませんか。
ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより承認第2号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第2号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認されました。

補正予算第 6 号 専決第 3 号)

- 日程第 9. 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号 専決第 4 号)
- 日程第 10. 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号 専決第 5 号)
- 日程第 11. 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 4 号 専決第 6 号)
- 日程第 12. 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第 3 号 専決第 7 号)
- 日程第 13. 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号 専決第 8 号)
- 日程第 14. 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号 専決第 9 号)
- 日程第 15. 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 3 号 専決第 10 号)
- 日程第 16. 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 5 号 専決第 11 号)
- 日程第 17. 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 2 号 専決第 12 号)
- 日程第 18. 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 2 号 専決第 13 号)
- 日程第 19. 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 1 号 専決第 14 号)
- 日程第 20. 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算第 1 号 専決第 15 号)

議長 (西岡 正君) 続いて、日程第 8 に入ります。

日程第 8 ないし日程第 20 を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 (西岡 正君) ご異議なしと認めます。よって、日程第 8、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐用町一般会計補正予算第 6 号、専決第 3 号から、日程第 20、承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算第 1 号、専決第 15 号までの 13 件を、一括議題といたします。

承認に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長 (庵逄典章君) それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 3 号から承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、一括議題とされましたので、順次ご説明を申し上げます。

まず承認第 3 号、平成 24 年度佐用町一般会計補正予算第 6 号でございますが、歳入歳

出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,759万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を142億8,370万3,000円といたしました。

その中身につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によりまして説明をいたします。まず、歳入から説明をいたします。予算書1ページをご覧ください。

町税につきましては、791万2,000円の増額でございます。内訳といたしまして、町民税、固定資産税、入湯税につきましては、それぞれ805万8,000円、102万8,000円、26万3,000円の増額。軽自動車税と町たばこ税につきましては、それぞれ26万5,000円、117万2,000円の減額でございます。

地方譲与税につきましては100万2,000円の減額でございます。うち地方揮発油譲与税におきまして119万3,000円の増額、自動車重量譲与税におきまして219万5,000円の減額でございます。

利子割交付金は49万5,000円の増額、配当割交付金は254万9,000円の減額、株式譲渡所得割交付金は79万6,000円の減額、地方消費税交付金は2,092万1,000円の減額、ゴルフ場利用税交付金は1,011万9,000円の減額、自動車取得税交付金は588万1,000円の増額、これら地方譲与税及び各種交付金につきましては、交付額確定に伴うものでございます。

地方交付税につきましては、4億7,099万7,000円の増額。当該年度特別交付税の交付額が9億7,099万7,000円と確定をしたことに伴うものでございます。

交通安全対策特別交付金は、33万4,000円の減額。これにつきましても、交付額の確定に伴うものでございます。

分担金及び負担金につきましては、159万3,000円の増額でございます。うち分担金におきましては98万円の減額で、農林水産業費分担金などの精算見込みによる整理でございます。負担金におきましては257万3,000円の増額で、民生費負担金などの精算見込みに基づくものでございます。

使用料及び手数料につきましては、45万4,000円の減額でございます。うち使用料におきまして、113万5,000円の増額で、行政財産使用料や各種公共施設使用料、残土処分場使用料など、実績見込みを計上いたしております。手数料におきましては、158万9,000円の減額で、窓口における諸証明手数料など、実績見込みに基づくものでございます。

国庫支出金につきましては、5,135万4,000円の減額でございます。うち国庫負担金におきましては、子ども手当国庫負担金などの実績見込みにより、1,264万7,000円の減額。国庫補助金におきましては、過疎集落等自立再生緊急対策事業交付金などの実績見込みにより、3,870万2,000円を減額。国庫委託金におきましては、外国人登録事務委託金などの実績見込みによりまして5,000円の減額でございます。

県支出金につきましては、3,237万9,000円の減額でございます。うち県負担金におきましては、208万円の減額で、保険基盤安定負担金など民生費の実績見込みに基づくものでございます。県補助金におきましては、総務費から教育費まで、各種事務事業の実績見込みに基づきまして、全体で2,755万3,000円の減額でございます。県委託金におきましては、274万6,000円の減額で、衆議院議員総選挙及び最高裁裁判官国民審査事務費市町交付金274万8,000円の減額など、実績見込みによるものでございます。

財産収入につきましては、184万1円を増額。うち財産運用収入におきましては、土地賃借料の実績見込みにより6万3,000円の増額でございます。財産売払収入におきましては、177万8,000円の増額で、土地売払代金177万9,000円が主なものでございます。

寄附金につきましては、68万円の増額。内容は、ふるさと応援寄附金54万円の増額などでございます。

繰入金につきましては、24万6,000円の減額。特別会計繰入金におきましては、24万7,000円の減額。基金繰入金におきましては、災害復興基金繰入金1,000円の増額でございます。

諸収入につきましては、4,285万3,000円の増額でございます。うち延滞金加算金及び過料におきまして、町税の延滞金の実績見込みにより61万5,000円の増額。受託事業収入におきましては、民生費受託事業収入の精算見込みに基づきまして27万3,000円の増額。貸付金元利収入におきましては、住宅新築資金等貸付金元利収入など61万円の減額。雑入におきましては、4,257万5,000円の増額でございます。

町債につきましては、5,450万円の減額でございます。総務債、民生債、農林水産業債、土木債、消防債及び災害復旧債におきまして、各事業の実績見込みに基づき計上いたしております。

次に歳出でございますが、一般会計及び特別会計の各款共通して人件費、事務費、経費等についての精査を行い不用額の整理をいたしました。

議会費につきましては、実績見込みによる整理が主な内容で、77万5,000円の減額でございます。

総務費につきましては、9,559万6,000円の減額でございます。総務管理費9,021万7,000円、徴税費203万7,000円、戸籍住民登録費25万4,000円、選挙費284万4,000円、統計調査費17万7,000円、監査委員費6万7,000円の減額、いずれも不用額の整理でございます。

民生費につきましては、1億561万7,000円の減額でございます。うち社会福祉費におきまして、5,870万7,000円の減額で、障害者福祉費の障害福祉サービス費などの精算が主な内容でございます。児童福祉費におきましては、3,689万5,000円の減額で、児童福祉総務費の乳幼児等医療費の実績見込みによる減額が主なものでございます。国民年金事務取扱費8,000円の減額は、人件費でございます。災害救助費におきましては、1,000万7,000円の減額で、人件費と高齢者住宅再建支援金の実績見込による減額が主なものでございます。

衛生費につきましては、1億884万3,000円の減額でございます。うち保健衛生費におきましては、5,663万2,000円の減額。主な内容は、事業の実績見込み、あるいは精算見込みによる簡易水道事業特別会計繰出金2,645万4,000円の減額、生活排水処理事業特別会計繰出金1,009万2,000円の減額などでございます。清掃費におきましては、人件費の調整と不用額の整理で5,221万1,000円の減額でございます。

農林水産業費につきましては、1,730万1,000円の減額。農業費及び林業費におきましては、各事業等の実績見込みに基づいて予算整理を行い、それぞれ1,348万9,000円、381万2,000円の減額でございます。

商工費につきましては、507万1,000円の減額。主な内容は、笹ヶ丘荘特別会計繰出金108万9,000円の減額などでございます。

土木費につきましては、6,208万1,000円の減額でございます。うち土木管理費におきまして、不用額の整理により229万7,000円の減額、道路橋梁費、河川費及び都市計画費におきましては、各事業の実績見込みに基づく予算整理が主な内容で、それぞれ3,489万4,000円、251万7,000円、5万4,000円の減額でございます。下水道費におきましては、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金を1,819万2,000円減額いたしております。住宅費におきましては、不用額の整理を行い、412万7,000円の減額でございます。

消防費につきましては、2,638万5,000円の減額で、不用額の整理でございます。

教育費につきましては、5,107万7,000円の減額で、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費の項目すべて、不用額の整理を行うもので、それぞれ923万

5,000 円、1,331 万 3,000 円、860 万 3,000 円、1,186 万円、806 万 6,000 円の減額でございます。

災害復旧費につきましては、724 万 3,000 円の減額でございます。うち農林水産施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費におきましては、実績見込みに基づきまして、それぞれ 449 万 5,000 円、274 万 8,000 円を減額いたしております。

公債費につきましては、5 億 2,482 万 3,000 円を増額。元金及び利子、それぞれ 4 億 7,925 万 6,000 円、4,556 万 7,000 円を増額計上し、繰上償還を行うものでございます。

諸支出金につきましては、3 億 1,276 万 4,000 円を増額。基金費におきましては、任意積立として財政調整基金積立金 3 億 1,000 万、ふるさと応援基金積立金 54 万、災害復興基金積立金 222 万 4,000 円を増額いたしております。

次に、繰越明許費の変更でございますが、第 2 表、繰越明許費補正によりまして説明をいたします。5 ページをご覧ください。

過疎集落等自立再生緊急対策事業につきまして、補助対象事業が限定されたため、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費の限度額を 4,277 万 9,000 円から 1,080 万円に変更するものでございます。

以上で、

〔副町長「ここで財産収入の」と呼ぶ〕

〔町長「1 円というの、間違いやな」と呼ぶ〕

〔副町長「19 ページ、財産収入」と呼ぶ〕

〔町長「何ぼなん。1,000 円」と呼ぶ〕

〔副町長「1,000 円です」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） どうも失礼しました。

これで、一般会計補正予算の提案説明を終わらせていただきますけれども、途中、財産収入につきまして、184 万 1,000 円、184 万 1 円ということを行いましたけれども、私も読んでる時に、1 円というのは、ないはずなんで、これは、1,000 円の間違いでございます。訂正をさせていただきます。

続きまして、承認第 4 号、平成 24 年度 佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,163 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 8,862 万 6,000 円に、改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりましてご説明をいたします。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

国民健康保険税は 1,246 万 9,000 円の減額で、保険税額を精査し、一般被保険者国民健康保険税 1,352 万 1,000 円の減額、退職被保険者国民健康保険税 105 万 2,000 円を増額でございます。

一部負担金は 4,000 円の減額。使用料及び手数料は、督促手数料 1 万 9,000 円を減額し、国庫支出金は 4,200 万 4,000 円の減額で、交付決定額に基づき、国庫負担金 1,641 万 8,000 円、国庫補助金 2,558 万 6,000 円を、それぞれ減額をいたしております。

療養給付費等交付金は、交付決定額に基づき 1,050 万 4,000 円の増額、前期高齢者交付金は 1,000 円の減額、県支出金は 2,342 万 9,000 円の減額で、交付決定額に基づき県負担金 6 万 4,000 円の増額、県補助金 2,349 万 3,000 円を減額いたしております。

繰入金は、435 万円の増額で、事業の完了にともなう他会計繰入金を 435 万 1,000 円を増額、基金繰入金 1,000 円の減額、繰越金は 1,000 円の減額、諸収入は 143 万 8,000 円増額いたしております。

次に歳出についてではございますが、総務費は、事業運営に係る人件費及び事務費等の不用額を精査し 129 万 7,000 円の減額。保険給付費は 4,924 万 6,000 円の減額で、内訳は、給付実績の確定によるもので療養諸費は 3,251 万 3,000 円、高額療養費は 1,326 万 9,000 円、移送費 10 万円、出産育児諸費 210 万 2,000 円、葬祭諸費 125 万円、結核医療付加金 1 万 2,000 円、それぞれの不用額でございます。

保健事業費も不用額を精査し 76 万円の減額、諸支出金 33 万 2,000 円の減額、予備費 1,000 万円を減額いたしております。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の、説明とさせていただきます。

次に、承認第 5 号、平成 24 年度、佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,187 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,622 万 3,000 円に、改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正により説明をいたします。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

後期高齢者医療保険料につきましては 160 万 7,000 円の減額で、保険料額の精査に伴う実績見込みによるものでございます。使用料及び手数料は、督促手数料 1 万 1,000 円を増額し、県広域連合支出金は、交付決定額に基づき 41 万 3,000 円の増額、寄附金は 1,000 円の減額、繰入金は、事業完了にともなう他会計繰入金を 1,045 万 6,000 円減額、諸収入は、23 万 6,000 円減額いたしております。

次に歳出についてでございますが、総務費は、事業運営に係る人件費及び事務費等の不用額を精査し 67 万円の減額、保健事業費も不用額の精査により 57 万 7,000 円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金は、納付額の確定により 1,054 万円の減額、諸支出金は、償還金及び還付加算金を精査し、1 万 1,000 円を増額し、予備費を 10 万円減額いたしております。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 6 号、平成 24 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 4 号について説明を申し上げます。

初めに、事業勘定の歳入歳出予算の補正でございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,052 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 157 万 7,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明を申し上げます。

まず、歳入であります。1 ページをご覧ください。

保険料につきましては、13 万 4,000 円の増額でございます。内容は、第 1 号被保険者保険料の増額でございます。

分担金及び負担金につきましては 1 万 4,000 円の減額でございます。内容は、認定審査会受託金の減額でございます。

使用料及び手数料につきましては、3 万 4,000 円の増額でございます。内訳は、督促手数料の増額であります。

国庫支出金につきましては 531 万 9,000 円の減額でございます。うち国庫負担金におきましては、介護給付費負担金 317 万 1,000 円の減額。国庫補助金におきましては、214 万 8,000 円の減額。調整交付金の減額が主なものでございます。

支払基金交付金につきましては、48 万 3,000 円の減額であります。内容は、介護給付費交付金の減額が主なものでございます。

県支出金につきましては、57 万 8,000 円の増額でございます。うち県負担金におきましては、介護給付費負担金 58 万円の増額。県補助金におきまして、地域支援事業交付金 2,000 円の減額でございます。

繰入金につきましては、583 万 5,000 円の減額でございます。うち一般会計繰入金におきまして、事業完了による一般会計からの繰入金 448 万 9,000 円の減額。介護給付費準備基金からの繰入金 134 万 6,000 円の減額でございます。

諸収入につきましては、それぞれ実績見込みによりまして 38 万 2,000 円の増額でございます。

次に歳出でございます。各費目を通じまして、実績見込み、あるいは精算見込みによる整理が主な内容でございます。

総務費につきましては、242 万 7,000 円の減額でございます。内容は、総務管理費 87 万 5,000 円、介護認定審査会費 143 万 8,000 円、運営委員会費 11 万 4,000 円を、それぞれ減額いたしております。

保険給付費につきましては 1,296 万 2,000 円の減額でございます。内容は、各種サービスの確定によるもので、介護サービス等諸費 1,069 万 9,000 円、支援サービス等諸費 80 万 9,000 円、その他諸費 5 万円、高額介護サービス等費 2 万 3,000 円、特定入所者介護サービス等費 73 万 4,000 円、高額医療合算介護サービス等費 64 万 7,000 円を、それぞれ減額いたしております。

地域支援事業費につきましては 217 万 8,000 円の減額でございます。内容は、介護予防事業費 82 万 2,000 円、包括的支援事業費 4 万 8,000 円、任意事業費 103 万 8,000 円をそれぞれ減額いたしております。

基金積立金につきましては 1,067 万 2,000 円の増額でございます。内容は、介護給付費準備基金積立金でございます。

諸支出金につきましては 62 万 8 千円、予備費につきましては 300 万円を、それぞれ減額いたしております。

続いて、サービス事業勘定についての歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 926 万円に改めるているものでございます。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明を申し上げます。まず、歳入であります、19 ページをご覧ください。

歳入では、予防給付費収入 4 万 8,000 円を減額いたしております。

次に、歳出では居宅サービス事業費 1,000 円、繰出金 4 万 7,000 円を、それぞれ減額いたしております。

以上で、佐用町介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 7 号、平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第 3 号についての説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 156 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,610 万 2,000 円に改めるものでございます。

その内容につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明を申し上げます。まず、歳入であります、1 ページをご覧ください。

事業収入につきましては6万3,000円の減額でございます。内容は、生活扶助費の減額であります。

寄附金につきましては1,000円の減額であります。

繰入金につきましては130万9,000円の減額でございます。内容は、一般会計繰入金の減額でございます。

諸収入につきましては、実績見込みによりまして18万9,000円を減額いたしております。

次に歳出でございます。各費目を通じまして、実績見込み、あるいは精算見込みによる整理が主な内容でございます。

民生費につきましては、152万2,000円の減額でございます。主なものは、人件費等の確定、施設の維持管理費の精査などによる減額でございます。

予備費につきましては、不要となったため4万円を減額いたしております。

以上で、佐用町朝霧園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第8号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第4号についての説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,594万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億381万2,000円に改めるものでございます。

その内容につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によりまして説明をいたします。

まず、歳入でございますが、予算書1ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、負担金110万円の増額で、実績見込みによるものでございます。

使用料及び手数料につきましては300万2,000円の減額で、水道使用料の実績見込によるものが主なものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金2,645万4,000円の減額で、精算見込みによるものでございます。

諸収入につきましては、雑入719万3,000円の減額で、河川改修事業による水道管移設補償費等の精算見込みによるものが主なものでございます。

町債につきましては、簡易水道事業債1,040万円の減額で、精算見込みによるものでございます。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費につきましては、4,363万円の減額でございます。うち管理費におきましては2,410万9,000円の減額で、人件費、各簡易水道施設の維持管理経費や工事請負費等の精算見込みによるものでございます。建設改良費におきましては1,952万1,000円の減額で、河川改修事業等による工事請負費の精算が主なものでございます。

公債費につきましては、起債償還利子181万9,000円の減額をいたしております。

最後に、予備費につきましては50万円の減額をいたしております。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、承認第9号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第3号についての説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,877万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,157万7,000円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によりまして説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、予算書1ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては82万3,000円の増額で、加入者負担金等の実績見込みによるものでございます。

使用料及び手数料につきましては 90 万 3,000 円の増額で、使用料等の実績見込みでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 1,819 万 2,000 円の減額で、精算見込みによるものでございます。

諸収入につきましては、雑入 231 万 3,000 円の減額で、河川改修事業等に伴う管渠移設補償費の精算見込みによるものが主なものでございます。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、1,778 万 9,000 円の減額でございます。うち管理費におきまして 1,124 万 7,000 円の減額で、修繕料、工事請負費等の精算見込みによるものでございます。事業費におきましては、建設改良費 654 万 2,000 円の減額で、工事請負費等の精算見込みによるものでございます。

公債費につきましては、町債償還利子 49 万円の減額をいたしております。

最後に、予備費につきましては 50 万円の減額をいたしております。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 10 号、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 3 号についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,180 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 9,619 万 1,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正によりましてご説明をいたします。

まず、歳入からでございますが、予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、負担金 22 万 5,000 円の増額で、農業集落排水事業加入者負担金の実績見込みを計上いたしております。

使用料及び手数料につきましては、使用料 77 万 8,000 円の増額で、浄化槽使用料及び農業集落排水施設使用料の実績見込みを計上いたしております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 1,009 万 2,000 円の減額で、精算見込みによるものでございます。

諸収入については、雑入 271 万 2,000 円を減額で、河川改修事業等による管渠移設補償費等の精算見込みによるものでございます。

次に、歳出でございます。

生活排水処理事業費につきましては 1,079 万 1,000 円の減額でございます。うち浄化槽管理費におきましては 168 万円の減額で、修繕料等の精算見込みによるものでございます。浄化槽事業費におきましては 95 万 9,000 円の減額で、工事請負費の精算見込みによるものでございます。農業集落排水施設管理費におきましては 503 万 6,000 円の減額で、一般管理費、現場管理費における精算見込みによるものでございます。農業集落排水施設事業費におきましては 311 万 6,000 円の減額で、工事請負費の精算見込みによるものでございます。

公債費につきましては、農業集落排水事業町債償還利子 51 万円の減額をいたしております。

最後に、予備費につきましては 50 万円を減額いたしております。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、承認第 11 号、佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 5 号についての説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 117 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,396 万 6,000 円に改めるものでございます。内訳でございますが、予算書 1 ページの第 1 表をご覧ください。

まず、歳入でございます。使用料及び手数料につきましては、24万5,000円増額で、野外活動センター使用料の実績見込みによるものでございます。

県支出金につきましては130万7,000円減額で、天文台公園管理委託金の精算見込みに基づくものでございます。

繰入金につきましては19万2,000円減額で、一般会計繰入金の減額でございます。

諸収入につきましては8万1,000円増額で、雑入の実績見込みによるものでございます。

次に、歳出でございますが、教育費につきまして117万3,000円の減額で、全て事業等の精算見込みと不用額等の予算整理でございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、承認第12号、佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第2号について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ978万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,016万1,000円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によりましての説明を申し上げます。

まず、歳入から説明を申し上げます。予算書1ページでございます。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては864万円の減額で、笹ヶ丘荘管理運営に伴う収入のうち、宿泊料は増額となりましたが、その他の使用料が減額となったことによる、事業収入の減額でございます。

繰入金につきましては108万円9,000円の減額で、笹ヶ丘荘管理運営の精算見込みに基づく、一般会計繰入金の減額でございます。

諸収入につきましては5万6,000円の減額で、電話使用料等の雑入の減額でございます。

次に歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては978万5,000円の減額で、全額が笹ヶ丘荘管理運営費で、それぞれ各節ごとの費用を精査したことにより、主に需用費・役務費・公課費などを減額いたしております。

以上、佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第13号、平成24年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第2号についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ199万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,392万2,000円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第1表の歳入歳出予算補正によりまして、まず、歳入から説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

診療収入につきましては239万8,000円の減額でございます。内容は、保険診療報酬の減額でございます。

繰入金につきましては60万円の増額でございます。内容は、一般会計繰入金の増額であります。

繰越金並びに諸収入につきましては、それぞれ実績見込みによりまして減額をいたしております。

次に歳出でございますが、各費目を通じまして、実績見込み、あるいは精算見込みによる整理が主な内容でございます。

総務費につきましては87万8,000円の減額でございます。主なものでは、報酬で歯科医師報酬を22万円、時間外手当を20万4,000円それぞれ減額したものでございます。

医業費につきましては111万8,000円の減額でございます。主なものは需用費で、医薬材料費を35万8,000円、委託料で歯科技工委託料を46万6,000円、それぞれ減額したものでございます。

以上、佐用町歯科保健特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 14 号、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 1 号についての説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,861 万円 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 111 万 8,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりましての説明を申し上げます。まず、歳入からでございますが、予算書 1 ページをご覧ください。

財産収入につきましては 2,946 万 8,000 円の減額でございます。うち財産運用収入につきましては 16 万円の減額で、基金利子の精算見込でございます。財産売払収入におきましては 2,945 万 2,000 円の減額で、当初計上いたしておりました、広山団地、さよひめ団地、長尾団地、5 区画分を皆減するものでございます。

繰越金につきましては 85 万 2,000 円の増額で、前年度からの繰越額を計上いたしております。

次に歳出でございますが、宅地造成費につきましては 2,823 万 3,000 円の減額で、それぞれ各節ごとの費用を精査したことにより、需用費・役務費・委託料・積立金を減額いたしております。

予備費につきましては 38 万 3,000 円を減額いたしております。

以上、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

最後に、承認第 15 号、平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算第 1 号についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 365 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入でございますが、繰越金につきましては 2,000 円の増額でございます。

諸収入につきましては、総額に変わりはありません。町預金利子 1,000 円の追加計上と雑入の名目予算 1,000 円の減額整理によりまして相殺をされております。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては 2,000 円の増額で、総務管理費の予備費を増額計上をいたしております。

以上で、一般会計並びに特別会計の補正予算につきましての専決させていただきました補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきまして、ご承認いただきますように、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 承認第 3 号ないし承認第 15 号について、当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております承認第 3 号ないし承認第 15 号につきましては、本日即決いたします。

順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いいたします。

ここで、しばらく休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

議場の時計で 15 分まで休憩いたします。

午前 10 時 58 分 休憩

午前 11 時 14 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を続行します。
先に町長のほうから、発言を求めておられましたので、町長のほうから、お願いします。

町長（庵逄典章君） 先ほどの提案説明させていただいた中でですね、一つ、また、私のほうで、間違いがございまして、訂正させていただきます。
宅地造成事業特別会計補正予算の説明の中で、財産収入についてですね減額、2,946 万 8,000 円の減額はいいんです。そのうち、財産運用収入についてですね、私、16 万円の減額でということで、説明したと思うんですけども、1 万 6,000 円。16 万じゃなくて、1 万 6,000 円の減額で、基金の利子の精算見込みであるということでございます。訂正をさせていただきます。

議長（西岡 正君） それぞれ、よろしくをお願いします。
日程第 8、承認第 3 号専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐用町一般会計補正予算第 6 号、専決第 3 号に対する質疑を行います。
質疑のある方、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 8 ページ、5 の 10 の 10、個人の滞納繰越の 88 万 2,000 円。それから、その下の固定資産税 102 万 8,000 円。その下の軽自動車税 5 万 2,000 円、この三つの分につきまして、件数並びに金額、そして、各個人につきましても、多い人の分については、いくらぐらいあるんかということと、その 3 月からの、この 6 月までにつきましての推移ですね、どのような状況であったかということをお示してください。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。
先ほどのご質問の関係ですけれども、まず、町県民税ですけれども、町民税につきましては、滞納繰越分につきましては、24 年度の当初で、普通徴収の方で 333 人。それから、特徴で 20 社、滞納がございました。
その中で、24 年度中に、一応、完納となりましたのが、普通徴収で 91 人、会社で 7 社、一応、完納になっております。
金額的には、両方合わせまして、この額は、県民税を含んでますけれども、一応、1,068 万 9,000 円余りを徴収をさせていただいております。
それから、固定資産税でございますけれども、24 年当初で 521 名ございまして、そのうち完納となりましたのが、115 名で、金額的には、3,167 万 4,000 円余りを徴収をさせていただいております。
それから、軽自動車税につきましては、当初で 189 名ございまして、そのうち 56 名完納になりまして、金額的には 56 万 6,000 円余りを徴収をさせていただいております。
それから、個人の方で、一番多い滞納がいくらかということなんですけれども、滞納額総

額にしますと、一番多い方では、もう 500 万に近い方がいらっしゃいます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、ほかにありますか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内議員。

13 番（矢内作夫君） 50 ページの一般会計 50 ページの衛生費の下から 2 番目、資源回収ステーションの設置補助金なのですが、これ 2,000 万円からの減額になっておるんですが、これ、20 万としても 100 基分ぐらいの減額なんやけども、これ、ええんか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 24 年度の実績ですけど、110 集落から 197 の申請が出まして、実績が 2,488 万円の交付をさせていただいております。

当初は、300 ぐらいは出てくるんじゃないかという形で、当初予算を見込んでおったんですけど、その集落によって、どういうものを作ろうという形で、検討されている集落が、また、多々あるかと思しますので、一応、当初の実績見込みより、当初の予算見込みより実績額が少なかったという形で、まだ、補助金自体は、25、26、後 2 年間ありますので、その中で、整備されていくんじゃないかという形でいっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
ほかにないですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 30 ページの防犯対策費の中で、防犯灯工事 370 万の減額ですけど、当初で 1,900 万余り、当初の計画では、新規に 50 基と、取りかえで 350 基ということで、当初終わりにしても、これも 370、それで、25 年度の当初予算でも 250 万組まれていますから、それが全部終わったということではないと。設置がね、終わったということではないと思うんですけども、この 370 万の減額は、何でしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 平成 24 年度ですと、町で行いました設置基数は 1,171 なんです。で、そのうちで、取りかえが 1,059、新設が 112 となっております。請負額が 1,564 万 2,900 円という形になったんですけれども、これ入札減によるものでございますので、計画どおり進んでおります。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） その入札減ですけれども、その当初で、その防犯灯の、どうかな、開いたんですけど、防犯灯でも LED なんかでしたら、広くやるやつでしたら安いし、その防犯灯の予算組まれているんですけれども、そもそもその、器具の、どうい、品質とい、その分が、入札減も安い LED でしたら、入札減の一つ一つが安くなりますからあるんですけども、その点で、その器具の、その選定については、この 370 万掛ける入札減で余った、予定した設置数はされたということですから、機種を選定については、これで良かったんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） LED の灯具価格がですね、定価が 1 万 8,900 円ぐらいするんですね。それが、設計金額では、7,000 円ぐらいで置いていたんですね。それで、工事費の実績としましては、1 灯当たり単価が 1 万 3,358 円になっておりますので、これについては、問題ないと思っておりますし、実際に、実施設計見ましてもですね、ちゃんと照らしておるし、LED になったところは、すごく明るくなったというふうに聞いておりますけれども。

5 番（金谷英志君） はい。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 関連してなんですけども、この防犯灯の改修事業については、一応、24 年度で事業を終えるということで、過去 3 年もかけて調査して、長々とやって、その内容的には、まだ十分じゃないかということで、僕、先般、ちょっと指摘もさせていただいたんです。

実際には、まだ、災害復旧の河川工事の関係で、橋の付け替えとか、それから防犯灯の一時移転なんかをされているところもありますし、実際に地元要望も、何でか知らんけど、2 回目もとられたわりには、十分、趣旨が反映されてない設置箇所なんか、まだ、あるようです。

で、現実には、その何箇所か、私のほうも聞いてますけども、24 年度で終了ということじゃなしに、今後とも継続してですね、せっかく、その防犯灯の基準を統一して、街路灯との区分分けをしたわけですから、今後もある必要のところ、基準を満たすところについては、対応をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、当然のことながら、25 年度も継続してやっていただけるということで、よろしいんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） そのように考えております。

ただ、どう言うんですかね、今、関西電力さんなどにですね、申請をした時にですね、その、どう言うか、持ち主が分からない不明なところがあるんだというようなことも出てきていましてね、回答としまして、その分については、まだ、取り替えが済んでいないところもございます。現実によ。

で、そういう中で、町がやるべきところは、これからも、やらなければいけないところはやっていきたいと思ひますし、ただ、自治会がですね、経費を持たれるところがありますわね。それについて、LED化されていないところもございますので、それなどは、この町と一緒にやっていけるところは、やってきたわけですけども、まだ、そのあたりは、残っているところが、たくさんあると思ひますね。そのあたりは、また、自治会等にも、また、呼びかけをしていきたいと思ひます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 24 年度で完了というふうに、以前には、報告があったんで、それじゃないだろうということで、質問なり意見をさせていただいているんですけども、やっぱり、その付け替えの段階で、当然、これを新しく、耐震、耐久性なんかも含めてですが、従来あった、その木柱を鋼管柱に変えて、設置場所が変わっているところが、結構、うちの近くにあるんですね。そうした時に、LEDの特性でしょうか、どうしても、街路灯の下は明るいんですけども、少し、角度が変わると、全く明るさが無いというのが、これが、そういう症状も出てきています。

で、どうしても、地域住民からすると、従来だったら木柱でうまく二股になっているところを照らしていたのに、今度、LEDで鋼管柱が、ちょっと場所変えて、あるいは周辺の電柱に共架したものだから、本当に照度が足りないというんか、明るさが、真っ暗になっちゃったところがね、やっぱり出てきているようなんです。

だから、そういうところは、ちょっと引き続きね、1、2年かけて、せっかくこういうふうにして、更新していったらね、充実していているわけですから、引き続き、そういうふうな要望なりというものを、十分に拾いながら対応していただきたいと思ひます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 12 ページ、25 番の 15、住宅使用料の滞納繰越の 6 万 7,000 円ですね。

それから、その 13 ページの 55 番、定住促進の 39 万 7,000 円、この分について、先ほどと同じような格好で、件数、金額、そして、個人の一番大きい方、そして、その推移ですね、どのように入ってきたか。これ、金額が入って増えておるということは、喜ばしいことなんですけれど。

それから、25 番、25 のですね、50 の定住促進の 113 万 2,000 円。これらの分についてもですね、金額増えておりますので、どう言うんですか、空室だったのが、入ってこれて、こんだけ、いわゆる賃料が入ってきたか、使用料が入ったんかどうか、そこらへんも含めてですね、説明をお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） まず、住宅使用料の増加につきましては、回転をよくするという意味で、募集を 3 回かけておりますので、そういう意味で、使用料が、町営住宅につきましても、定住促進につきましても増えております。

それから、滞納の関係ですけれども、まず、住宅使用料の滞納分、6 万 7,000 円、増額しておりますが、今の現状申しましたら、6 名の方の滞納がございます。で、3 月末時点では、130 万円足らずの滞納がございます。で、4 月以降につきましては、1 万数千円、とりあえず入っております。

それから、定住促進の滞納につきましては、2 名の方がございまして、多い方は、40 万円足らずございまして、3 月以降につきましては、5 万 5,000 円ほど入っております。以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 50 番のね、113 万 2,000 円の分につきましては、定住促進の空室であつた分が、再三、呼びかけることによって入居されて、その分が、増えてきたと。このような解釈ですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） はい、そうでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

3 番（岡本義次君） はい。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） まず、23 ページお願いいたします。

起債の関係で、消防債の関係ですけれども、今回の補正は、施設整備事業債を、ほぼ防災行政無線整備事業債に振り替えるというようなことで、ほとんどが、防災行政無線事業債になるという補正になってます。

当初予算の時に、できるだけ有利な起債ということでね、50 パーセントの交付税算入じゃなくって、辺地債、過疎債に、やっぱりすべきだというような指摘もさせていただいたわけですが、ここで確認したいのは、施設整備事業債の交付税算入と、今回の防災行政無線整備事業債にすることによる交付税算入ですね、これ、過疎債じゃないかと思えますけど、この確認を、まずお願いいたします。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） この件につきましては、今、お話がありましたように、当初は、施設整備事業債と、過疎債ということで、過疎債は、これは、防災行政無線整備事業債として、予算化をしておりましたけれども、この併用で予算化しておりました。こういった中で、県との、先ほど、話もありましたように、最も有利になるようなこと、これは県とも協議しまして、緊急防災減災事業債、これ交付税算入率 70 パーセントということで、それと辺地対策事業債 80 パーセント、この併用をするということで、起債を決定させていただきました。

で、この当初、施設整備事業債は、2 億 9,170 万を置きまして、これご案内のとおり、3 月に、3 月、この専決において、これを全て落とさせていただきました。

それで、防災行政無線整備事業債ということで、当初予算では、5 億 8,050 万置いておりましたものを、3 月の専決において、2 億 8,650 万、今回、専決補正をさせていただきました。

この内訳につきましては、緊急防災減災事業債を 7 億 3,160 万円。辺地対策事業債を 1 億 3,540 万円ということにしております。

交付税算入率は、先ほど申しました、減災のほうは 70 パーセント、辺地対策が 80 パーセントということでございます。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） はい、ありがとうございます。

それじゃあ、83 ページでお願いしたいんですが、一つは、公債費の関係では、今回、4 億 8,000 万、約 4 億 8,000 万円の補正ということで、繰上償還と、これ全員協議会の中で、町長、報告されておるわけですが、特別交付税の関係でありますけれども、それで、ちょっと確認したいのは、今回、繰上償還補正することによってね、26 億 7,000 万円の公債費の中で繰上償還が、結局、いくらになったのかということ。で、その率は、今回、相当高いんじゃないかというように思うんですが、そのあたりの内容について、お伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 総務課長ですか。はい。

総務課長（鎌井千秋君） この繰上償還の額につきましては、3月末において、3億9,666万8,000円、これ21件でございます。

それから、5月末において5億4,971万1,000円ということで、これ25件の対象でございます。

合計9億4,637万9,000円、46件を繰上償還させていただきました。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） ああ、もう一つ。はい、どうぞ。鍋島議員。はい。

16番（鍋島裕文君） 近年に見ても、非常に高い繰上償還率になっておるんじゃないかという点。まあまあ、データがなかったら、よろしいですけど。それが1点。

それから、合わせてね、基金費の関係でお伺いいたします。特に、財政調整基金が、当初1億6,000万ほど取り崩しの当初予算組んだんですけども、最終的に、今回、3億1,000万円積み立てることによって、プラスマイナス差し引き1億7,000万円ほど、前年度決算の基金よりね、増えておるんですね。それで、約29億円ほどになっておるんじゃないかと思うんです。28億何千万ですか。

それで、これで確認したいのは、財調が約29億、それから、減債基金が約18億ですから、財調減債で47億円からの基金積立額になると。もちろん特定目的基金が42億円ありますから。

一つは基金全体で90億円近い。これは、本町の標準財政規模に匹敵するような金額ですけれども、基金全体が標準財政規模に近まるほど、積立額になっているということですね。

それで、もちろん、これ、兵庫県下、町の中ではね、播磨町と、ほぼ匹敵するような、一番高いところにあるんですけども、市を加えたとしても、例えば、隣の宍粟市なんか、23年度の決算から見たら、財調で20億円で、減債3億円ということですから、本町の半分以下と、財調減債でね、というような状況になってきている。

で、何が言いたいか、言いますとね、いや、貯金したらあかんと言っているんじゃないですよ。貯金ができる余裕があるというのは、それは、財政のね、健全運営で、安定した運営ということが言えるんですけども、盛んに、今まで町長が言われてたね、将来的に、いわゆる15年後からは交付税が一本算定になると、そういう中で、備えなきゃいけないということを盛んに言われるんだが、当然のことながら、人件費も、最初、合併時33億円あったのがね、23年度では、もう30億円切ったと。29億円台。で、これ、恐らく、このままでいけばね、本年度も公務員カットで7.8パーセント、もう公務員は、相次ぐ賃金カットですね、そういう中で、25、26億ほど、15年後の、いわゆる特例、交付税のね、特例措置の期限が切れる頃にはね、26億か27億ぐらいに人件費は下がってしまうんじゃない

いかと。そういうことになれば、将来に備えてと言うけども、一本算定となったとしても、これはゼロになるわけじゃなくてね、8割近く交付税出るわけですから、普通交付税がね。特別交付税は別ですけど。そういう状況からしたら、もう、県下でもずば抜けて、その基金の積立額、この近辺比較しても、ずば抜けている。まあ、たつの市には落ちているけどね。そういう状況をね、町長は、財政運営で将来に備えて、備えてという一本で、町民に説明されておるけれども、もっともっと、町民の福祉増進に回すべきじゃないかと。この点は、ぜひね、町長に確認したいんですけれども。

現状が、もう 90 億円近い基金積み立ての額の状況から、どうなんですか。そのあたりの考え方のチェンジというのは、できないんですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） 基金の内容、今、お話のようにですね、全部の基金合わせると、90 億近いぐらいな基金になっております。

その内訳の中で、財調、今年もですね、この専決予算でも 3 億 1,000 万積み立て。これは、財調につきましてはですね、昨年度、24 年度で取り崩した分を積み戻すということで、この額、財調を、私も、これ以上のもですね、財政調整基金を積むよりね、これまでの起債、これを、償還をできるだけしてですね、財政的な、今後の運用の中で、公債率を下げていくということ、これのほうを優先したいということで、先ほど、お話のように、今年度、9 億余りのですね、繰上償還をしております。

で、ただまあ、起債についてもですね、当然また、今年もですね、この庁舎の整備等、起債を、また、発行するということになりますので、なかなか起債そのものが、グンと、これで、ドンドン下がっていくわけではない。そのへんの将来的な、また、現状見ながらですね、安定した財政運営をしていくために、努力をしているところです。

で、合併特例法も、当然、期限が終了した後、これは当然、何回もお話させていただいたように、かなり極端な、やはり、佐用町の場合は、特に、その 4 町合併したという中で、その見込みがですね、交付税の見込みが下がっていくだろうということを想定しているわけです。

これは当然、人件費なり、いろんな経費の削減も行ってきておりますし、ただ、今後、その職員の、当然、削減についても、これだけの町域、いろんな施設を運営していく上でですね、なかなか、これまでは計画以上のですね、削減を行ってきておりますけども、これから、なおかつ、その削減に見合う、交付税の削減に見合うものをですね、一気に職員削減を行うことは、なかなか難しいと、私は見ております。

ということは、やはり施設等も運営、削減できない職員も、部署もたくさんありますし、一般事務の職員についてもですね、業務が、なかなか、これ以上ですね、減らないということになってくるのではないかなと。限界があります。

そういう中でね、これはルールですから、交付税の、今後、見直し、一本算定について、今後、今、そういう当初のルールというもので、今、計画なりを想定をしておりますけれども、当然、今、そういう期限が迫っている中でですね、合併した市町についての検証をですね、国にもして、国に対しても、これが、そういう問題を抱える中で、やはり、もう少し見直しをして欲しいという要望ですね。一気に下がっていくんではない。

また、これだけ広い中で、町域を合併したところについて、当然、それを維持していかなきゃいけない。運営していかなきゃいけないですね、基礎的な、やっぱり必要な事務と

いうものがあるわけですから、これに見合う財源措置をして欲しいと。これは要望は、していかなくちゃいけないなと思っておりますけども。

しかしまあ、そういう当初の合併時のルールで、今、当然、考えておかなきゃいけない。最悪の場合を考えておかなきゃいけないということの中でね、今の、約、交付税、特別交付税がありましても、60 億近い、今、交付税ですけれども、それが、15 億ぐらいの削減になるだろうと。15 億というのは、もう大変な率です。

こういう中で、維持していこうとすればですね、当然、それに対して、一気にいろんなものを見直して、一気に、このしわ寄せがくるということでは、町民の、いろんな面で大きな影響を及ぼしますので、これに対する財源的な、財政的な、やっぱり備えという中で、今の基金というのはですね、私は、適切なものであろうと思っております。

特に、ほかの市町と比べて、非常に、私とが多いというのは、減債基金であります。で、この借金の返済に充てるお金というのはですね、これは、やはり今、借金している以上はですね、これは確実に払っていかなくちゃいけないと。これが大きな、その一般会計予算にしわ寄せというんですか、影響を及ぼすということの中でですね、減債基金については、それを、そういう意味で、佐用町としてはですね、この基金を積んできたわけでありまして、後ですね、当面の、そのいろんな課題、いろいろと議員の皆さんからも施策、いろんな要望がありますけれども、他町と比べてね、あまり、ぜいたくなことはできませんけども、他の自治体並のですね、ことは、私は、できているのではないかなと思っております。

だから、そういうことを、施策を、いろいろとやりながら、これだけの基金を積み立てながら将来に備えるということ。これについてはね、私は、今後とも、この方針、こういう考え方で進めていくべきだと思っております。

今、余裕、金がある程度、余裕があるからといって、その今だけのことを考えては、当然ね、後々、大きな問題、町民に対しての、また、皆さんに迷惑をかけると、ご迷惑をかけるということになりかねないと思っております。

当面の課題も、しっかりと対応しながら将来を見据えた財政運営、このことが、しっかりとできる。していくということが、私の長に与えられた大きな責任だと思っておりますので、そういう方針の中で、今後とも財政運営を進めていきたいと思っております。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、ちょっと、3 回で、しばらくお待ちください。

井上議員。はい。

7 番（井上洋文君） 54 ページの 19 節、負担金補助及び交付金、農業用河川工作物応急対策事業県営事業負担金というところなんですけども、ここの説明をお願いしたいと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） これは、ちょうど、共立病院へ行く橋がございますが、この下に下河原の井堰がございます。これのファブリダムを県でやっていただいております、

これに対する事業費の負担金という形です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） と言いますとね、これ、町が 8 パーセント、これ 4 億 7,000 万円ぐらいの事業だと思うんですけども、8 パーセント町が負担されている分だと思うんですけども、これ、私、思うんですけどね、このファブリダム、これ相生の若狭野なんですけれども、12 井堰あってですね、補修が 1 億かかっておるわけですね。

で、災害の時には、これは個人負担ないわけですけども、災害でない場合、その補修した場合、1 億かかって、個人負担 10 パーなんですよね。1,000 万円かかるわけです。

今、課長申されたように、このファブリダムやってますけれども、これ、災害でなくですね、この破れた等あったと。補修があった時ですね、これ相当な、この個人負担があると思うんですけども、そこらの水利組合いうんですか、地元との話は、きちっとできているんですかね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） これは、当初、設置する時に、私も、経緯、なかなか、その当時の経緯は、分からない部分もあるんですが、今の段階では、地元の交渉は進んでおります。

また、維持管理につきましても、県の土木、河川復興室とですね、こちらとの将来にわたっての、ある程度の負担をするということでの、一括金でお渡しするというような、維持管理、この経費についても、お渡しするということです。

ただ、今、おっしゃるように、想定されます、将来にわたっての修理費、これにつきましては、可動堰であろうと、ファブリであろうと、かなりの大きな施設が、今、できております。どこともね。今までになかったような施設ができる。

ですから、江川川の、あのファブリダムを見ていただきましたら、初め大きいなと思っておったんですけども、これを見ましたら、もう、江川のファブリダムなんか、ほんまに小さいものでございまして、桁が違うなということは感じておりますけども、これが、いざ、修理となった時には、かなりの経費が出てくるとことは考えられますが、今後、こういう基幹的な施設、これについての対応策というのは、今後の、私どもの課題であると思っております。どの施設に関してもですね。

ですから、可動堰についても、同じように傷んでくるということでございますので、これ、大きな施設につきましては、今、地元の方が何名かの方で、集落で維持管理していただいておりますが、今後の、今の農業の推移から見ますと、恐らく、その地域で管理運営ができる、いわゆる農業の耕作ができる方というのは、十指というんですかね、二桁いらっしゃるんじゃないかなと思っておりますので、これは、今後の大きな課題であるということは思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） 今、課長言われたように、農業をされる方も、段々と少なくなってくると思うんですね。今後の課題ということをおっしゃってくださるけれども、現実には、これ、破れたら、長尾でもそうなんですけれども、大きな修理というのは、何百万というてかかるらしいですね。そういうようなのが、やはり地権者というんですか、この水利組合、また、地元負担ということになればですね、大変なことになりますんで、その長尾のダムどこでない、すばらしい大きなダムができよるわけなんですけど、そこらの話をね、今後の課題というより、きちっとしておかなんだら、困ってしまうような状況にならへんかと思うんですけど、そこら、町長、どんなんでしょうね。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） それは、当然、これをね、設置する時に、どういう、その井堰を選択するか、ここは、やっぱり、それは当然、話はしてある、基本的には、合意はしてあります。してないとできません。

ただ、ファブリダム、ゴムのものですね、かなりのね、今までつくって、ああいう、すぐに傷むんじゃないかというような心配もあったんですけども、江川なりの川なんかの時に、初めて、あれ、採用されたと思うんですけども、それから、はやもう 40 年近くがたってます。当然、修理も、当然必要ということで、最近また、修理もされておりますけれども、これからは、逆に、確かに、お金は、当然要ります。その負担も限界がありますけれども、ただ、普通の井堰と比べてですね、こういう災害に対する安全性と同時に、井堰の管理ですね、溝を、これだけ逆に、溝、井堰を管理するのがですね、かなり特に、先ほど、農業をされる方も少なくなっていると。そういう、その若い人たちも、その時間もない。そういう中で、かなり非常に機械的にね、管理ができるということで、そういう選択をされていると。

だから、これは地域の方も、将来的に、20 年なら 20 年先には、これぐらいな修理が要るだろうと。だから、一気に、その負担をするのは難しいから、そういう修繕費等の積み立てをですね、毎年、いくらずつの積み立てをしていくということでの、そういう基金的なものをね、やっぱり財政上、運営、管理上持っていただくというようなことは、当然、考えていただかなければならないと思いますし、特に、今さっきの大坪の、このあれは、災害前からね、計画をしてきたものです。で、それに対して、電気代とか、そういうものは、今、つくっているのなんかも全部、例えば、15 年間は、全部公費でみると。だから、一括して、それを先にお渡しして、そういう管理していただくと。だから、そういうものも、当然その、きちっとですね、将来に備えて、やっぱり財政的に修理、また、その管理ができるようにね、運営をしていただくということ。このことは、私たちも、当然、地域としても考えていただいていると思いますし、町のほうとしても、そのことは、地域の皆さんにね、いわゆる指導といいますか、お願いをしていかなきゃいけないと思います。

議長（西岡 正君） 鍋島議員、先ほどの、ちょっと、お待ちください。その分だけ、その件だけ。

16 番（鍋島裕文君） 先ほど、答弁、町長にいただいたんですけども、あれで終わっ

たら、今までと全く同じなんでね、もう一方、答弁いただきたいんですよ。

と言うのは、確かに、将来にね向かって、財政運営、やりくりしていくんだという点で、言われるんだが、現状としてはね、他の合併市町も、当然、15年たてば、交付税一本算定に、当然なります。これ状況同じなんです。そういう中で、とりたてて、その基金積み立てが多いという点を、一つは、認識していただきたいと。

で、ほかの財政指標を見てもね、23年度決算で見ると、兵庫県下41市町中、例えば、公債費や何やらのね、経常収支比率いうやつがあるでしょう。あれは、兵庫県下第2位なんです。82パーセントでね。1位は姫路でしたけど。

非常に、そういった、必要な、これは、もちろん年によって変わりますけども、非常に財政指標的にも高い位置にあって、積立もあるという状況で、ほかの市町も合併していれば、同じように15年で切れると、特例がね。

そういう中で、本町の借金、借金がある言われるけども、先ほどあったように、7割近い金が返さなくていい金ですね。交付税算入ですから。60何パーセントですか。そういう、普通会計で170億円ほど、地方債現在高あるけども、そういう現状を見たらね、将来的に、どうしてもためておかないと、かなわんのだという状況ではない。

むしろ、それ以外の市町はね、もっと低い財政指標や積立なんかでやりくりしているといふところみればね、もう少し、町民要望で、今、住んでおられる人たちのね、そういった要望に応じていくという、今生きている人の要望に応えるというね、点を、もっと考えるべきじゃないか。

例えば、子育て支援だったら、せめて、相生市並とかね、具体的に、私ら指摘しよんだけど、ああいうこともね、本格的に、財政をバックに考えていけるんじゃないかというふうに思うんですね。

借金というたって、そういうふうに、過疎債や、そういった内容ですから、そういう点で、いかがでしょうか。もう1回、答弁お願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、私が、先ほどですね、それぞれかなり、私の考え方というのは、お話をさせていただきました。それ以上を突っ込んでということですけども、いろいろとね、この財政については比較をする上で、実際の町が置かれている条件というのは、各町とも、市町とも、かなり違う。同じこともありますし、また、かなり相違があるところもあります。

特にまあ、佐用町の場合はですね、非常に財政力指数が非常に低いということ。そして、当然まあ、今の高齢化率見ても、また、減少、人口の今の減少の状況見てもですね、非常に大きなものがあります。町としても、できるだけね、努力をしなきゃいけないと思ってますし、そういう中で、今、お話しのようなね、話がいただける。出てくるというのは、佐用町にとってはね、今の状況は、非常にありがたい。好ましい状況ではないかなと思います。

ですから、当然、お金がなければ、やりたいこともできない。よそがやっていることでできない。いうことになってしまうわけですけども、その点ね、地域のほかの自治体、それぞれを見ながら、それと見合う劣らないようなね、施策は、当然、町民のためにも取り組んでいかなきゃいけないというふうには考えております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 14 ページ、35 の衛生使用料 12 万 9,000 円、コミュニティプラントの滞納分、これについても件数並びに金額、そして、その推移ですね。

それから、その次のですね、15 ページの 15 の 5 の総務の三角 3,197 万 9,000 円、過疎集落の自立再生の分ですけれど、今、繰越明許の中でも説明ありましたけれど、これらについてですね、繰越の中身の、そういう事業をですね、どのような事業が、24 年度できなくて、25 年度に持ち越そうとしておるか、そういう、もう少し詳細について分かれば、説明願います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

上下水道課長（上野耕作君） コミュニティプラントの滞納使用料でございますけれども、当初予算 5,000 円ということで置いておったんですけども、今回、専決で 12 万 9,000 円補正させていただいて、実績見込んで 17 万 3,000 円ということで、4 件ありまして、2 件を入れていただいております。

あと 2 件の分につきましては、今、残っております。それが、13 万円ほどでございます。以上です。

議長（西岡 正君） あと。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） そうしましたら、過疎集落等自立再生緊急対策事業交付金について、ご説明をいたします。

この事業内容につきましてはですね、全額繰り越しなんです。ですから、江川地域づくり協議会が採択されたのも 1,080 万だけでして、その事業が全額繰り越しになっています。

その中で、何をされるかということですね、一つは I T C の活用による陰陽師の里の情報発信とイベント開催。

それから、特産品クリと陰陽師の里をかけた、新たな商品開発と販路創出事業。

それから、都市住民との交流事業と拠点施設の改修。

それから、道満塚等の調査研究事業。

それから、陰陽師の里発信の映像制作と動画配信システムの開発事業。

看板設置事業。

また、小学校校舎の利活用計画を策定したいということで聞いております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） あ、そしたらですね、ページ違うんですけど、17 ページのですね、母子家庭の 75 万 5,000 円、少なくとも済んだわけでございますけれど、6 月現在ですね、母子家庭がいくらあってですね、昨年と比べて、どのような推移で増えておるのか、減っておるのか、そして、ちなみに、もし、父子家庭も分かれば教えてください。

それから、18 ページのですね、20 番のですね、衛生費県補助金の 864 万円、これにつきましてですね、ワクチンの分でございますけれど、175 万 5,000 円、少なくとも済んだわけでございますけれど、このワクチンの該当者が何人いらっしゃるって、何人ワクチンの、これをされてですね、されなかった方が、何人いらっしゃるってですね、それは、どのようなことでされなかったのかについても、説明をお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 母子医療の関係でございますが、25 年 3 月末で母子医療の該当世帯数は 240 世帯でございます。そのうち受給者証の交付世帯は 207 世帯、非該当世帯は 33 という形であります。

ただ、母子なのか父子なのかという細かい、ちょっと資料までは持ってきておりませんが、25 年 3 月までは、そういう状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長ですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

健康福祉課長（森下 守君） 175 万 5,000 円の子宮頸がんワクチン等の接種助成事業の補助金でございますけど、これは 24 年度で終了になるわけなんですけど、任意の予防接種の三つのワクチンの助成事業でございます。

内容的には、子宮頸がんヒブワクチン、それから小児用の肺炎球菌ワクチンの 3 接種を 24 年度補助事業として実施をしております。

参考までに人数等でございますけど、子宮頸がんにつきましては、対象者 194 名中接種者、実接種者数ですけど、122 名。それから、ヒブワクチンにつきましては、対象者数 410 名中、実が 244 名。小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、対象者数が 396 名中接種者は、実は、255 名ということになってます。

なお、この事業につきましては、ご存知のとおり任意接種でございますので、通知等は差し上げておりますけど、実質は、こういう結果になりましたということです。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってください。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 議長、あの、今日、補正予算出させていただきますけども、そう

いう人数とかね、今、言われる、細かい、その、いろいろなものは、また、決算で、決算資料として、今度は、出させていただきますので、その点、今、すぐに、ここで、何人とか、いろいろなこと質問されても、なかなかね、担当者のほうも、これから、まだ、決算資料をつくったりしていきますのでね、また、何回も同じことになりますので、一つ、その点、よろしくご配慮お願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） 昼の時間になっているんですが、一般会計だけ終わらせたいと思いますので、お願いしたいと思います。
ほかにありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 54 ページですが、先ほどの井上議員のファブリダムの関係ですが、それに関連しまして、この補正額の 40 万ですね、これが、今、進捗状況とか、それから、この内容 40 万の内訳は、どういうふうになっているのか、まず、お尋ねします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） これはですね、当初が、8,000 万円の事業費ということで進めておりまして、このうちの、私どもが見る分がですね、8,000 万円のうちの、国が 55 みてくれます。あと県が 37 みてくれます。ですから、残りの分ということでございまして、進捗率につきましては、だいたい今、でき上がっておりまして、今、水が、それぞれ入った状況で水田が、大坪あたり、このあたりは耕作されておるということです。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 今、水が入って、本当に立派なのができているんですけども、心配をされている人もあるんですが、それは、何かというと、たっぷり水がたまりますが、水を落とすというか、要らないと、不要になった時に、水を落とす。ちょっと言葉、専門用語分かりませんが、落とす時に、下流におる人が危険にさらされないような、その対策ですね、お知らせとか、そういうことをされるのかどうか。

なぜ、言うかということ、以前に江川の川で、浄水場の関係で、江川の川、豊福で水を落とした時に、福澤のほうの人が、すごい音がして、夜だったので、川に入っている人はなかったんですが、そういった意味で、大変びっくりしたということ、言われておりました。

で、今度のこの大坪の関係で、下河原井堰、これいいのができているけど、そういった時の今後の対応は、どのように考えているのか聞きたいということなので、ぜひ、今後の対策というか、対応ですね、落とす時の対応は、住民に対してどうされるのか、お尋ねします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 通常ですよ。通常の場合であれば、徐々に落としていくという。ああいうダムはですね、可能性があります。

ただ、突発的なものが発生した場合です。これはちょっと、私どもも、完全に想定しておけばいいんですけども、なかなか想定していません。

ですから、風船ダムですから、徐々に空気抜けば、ずーっと落ちていくと。その分だけ水がなくなっていくということで、一気に、あれだけのものを落とすというわけではございません。

ただ、もう 1 点、ここの施設につきましては、農業用水もございますが、もう一つは、ためるという目的も持っておりますので、しょっちゅう水を落としたり、ためたりということも、なかなかできるものではございません。ですから、これもまた、経費がかなりかかりますし、するので、そう簡単に水が抜けたりということはないと思います。

ただ、心配な点が発生することが想定される時にはですね、当然、下流のほうへの周知徹底等も、これは、私どもも考えていく必要があると、今、ご指摘もございますし、当然、やっていかなくってはならんということでございます。

これにつきましても、先ほど言いましたように、大きなダム、円光寺におきましても、同じような可動堰の大きなダムがございます。

それから、もう一つ下にもできております。

今、いわゆる、その河川の流速という、安全・安心、そちらの意味での安全・安心を、ある程度考えた河川がつくられておりますので、昔のような、その固定堰で水がたまっておって、これが決壊するのは、災害の時かなというような、そういったものではないということだけは、私ども、分かっておるんですが、一気に、それを、皆、流すということは、これは、考えられるようなものではないと思っておりますので、徐々に抜いていくという、そういった方法での安全対策はとっていただくということも、地元へは、当然、お願いをしていくし、指導もしてまいりたいと思います。

議長（西岡 正君） 私のほうから、お願いしておきますが、極力ですね、質問については、この内容見ていただいてお数字が出ておりまして、それに関連することのみ、お願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに、ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、20 ページ、80 の 20、延滞金ですね、61 万 5,000 円増えたわけでございますけれど、全体で 961 万 5,000 円、これらについても総件数と、金額、そして、その推移について、お願いします。

その下のですね、15 番の滞納繰越の 58 万 6,000 円、この分についてもお願いします。

議長（西岡 正君） 先ほど、町長のほからも、そのお話があったんですが、決算がありますのでということで、ここで聞かれたら、決算には質問されないという判断になりますので、答弁願います。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 延滞金の関係ですけれども、専決補正につきましては、3月31日現在で挙げておるんですけれども、5月31日まで出納整理期間というのがございまして、それを合わせますと、990万円余りの延滞金ということになっております。

件数につきましては、これは、それこそ、決算の時には、きっちりした数字を出しますけれども、これ、私のほうが手計算をした数字なんですけれども、290人余り、頂戴をいたしております。

で、そのうち法人が20社ほどございます。最終的には、994万余りの収入ということになっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） そしたら、80の25、10番、20番の資金関係でございます。

当初予算計画では、158万4,000円と2万4,000円、それぞれ資金の返納予算、当初しておりましたが、最終の収納金額が分かりましたので、今回、専決で補正をさせていただきました。

最終的には、1,000円単位で申し上げられませんが、滞納分が99万8,000円納入の予定でございます。それに伴います補正の減ということでご了解願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかに。

ないようですから、質疑を終結したいと思います。

これより討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより承認第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。

承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度佐用町一般会計補正予算第6号、専決第3号は、原案のとおり承認されました。

お諮りします。ここで、昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 再開を1時15分といたします。

午後00時09分 休憩

午後01時15分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開します。

先ほど、休憩中に、石黒議員については、東京のほうへ行かれるということで、早退を許可しておりますので、ご理解願いたいと思います。

続いて日程第9、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第4号、専決第4号に対する質疑を行います。ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） ええっと、国保やね。

議長（西岡 正君） そうです。国保です。

16番（鍋島裕文君） 4ページをお伺いいたします。

退職者の関係の国保税の関係でありますけれども、今回、105万2,000円の増額補正ということで、ちょっと伺いたいのは、当初5,000万ほどで、この3月にね、3月に130万円ほど減額しておるんです。

で、何カ月も経たんうちに、今度また、増額ということでね、これは、この勿論、国保、退職者の関係の増減があるかもしれませんが、この3月の増額補正で、今回、ほぼ同じ額を増額というような、このやり方について、原因は、なぜ、なるんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 資格の適正化という形で、事務を進めておりますので、老齢年金を受給されると、60歳から65歳までの間で、年金を受給される段階で、我々には、なかなか届出に来られませんので、国保連合会からの資格データ、要するに年金受給者のデータが、連合会のほうから送られてきますので、職権に基づいて、一般の被保険者から退職の被保険者に資格を振りかえております。まあ、税金等は料率が一緒なんで変わらないんですけど、資格の変動に伴って一般被保険者の税額が下がり、退職被保険者の税額が、税収が上がるという形で、今回、こういう増減の調整がなされておるという形でご理解をいただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） だから、60 歳以上で 65 歳までで、いわゆる年金、厚生年金 20 年以上ですか、それ資格がある人は、もうその措置で、ほとんど間違いなく退職者に変えることができるんですね。町内では。その確認ですけど。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 通常であれば、年金証書の窓口で年金証書の持参という形ではしておるんですけど、届出のない方については、連合会のほうから、年金の支給開始月のデータが来ますので、それをさかのぼって遡及適用までしておる関係上、こういうった増減の変更がございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

16 番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入りますが、討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより承認第 4 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 4 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号、専決第 4 号は、原案のとおり承認されました。

続いて日程第 10、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号、専決第 5 号に対する質疑を行います。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより承認第5号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第5号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号、専決第5号は、原案のとおり承認されました。

続いて日程第11に入ります。承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度佐用町介護保険特別会計補正予算第4号、専決第6号に対する質疑を行います。ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） ページ数で言いますと、17ページです。17ページの基金積立金の介護給付費準備基金積立金の補正額が1,067万2,000円についてお尋ねします。

これは、介護給付費準備基金の積立金ということなんですけども、これだけたくさん、また基金に積み立てられるということですが、昨年、24年度の当初予算の時にも、私も言っておりましたが、これだけたくさんある、積立をするのであればね、その分を少しでも保険料を引き下げる方向にということで、12月議会にも言っているんですけども、特に、その予算の時には、6,000万円という金額を一度に、一度にというか、たくさん、7割も返済するということに言われたんですけども、それを3年間で分けるように言ったにもかかわらず、それをしまして、最終的に、引き上げることになって、42パーセントの保険料の引き上げにつながりました。

それから比べると、また、このように1,000万余りも積立金にやるということは、やっぱり町民のことを考えていないのではないかと。特に、高齢者の方のことを考えていないのではないと思うのですが、予算の組み方から見てもおかしいと思うんですけども、そのへんについて、どのようにお考えでしょうか。

議長（西岡 正君） 答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長ですか。はい。

町長（庵逄典章君） あの、十分考えております。3年間ですね、前に借入れをしなきゃいけないというような状況の中で、当然これは、返済をしなきゃいけないことから、返済をする中でね、当然これから、去年、保険料を改定させていただいて、毎年、その保険料を改定するわけではない。3年間で、毎で運営しているわけですけども、当然、毎年、この介護給付は増えております。ですから、初年度にね、ある程度の、この積立が行うということは、当然これから、まだ、後2年間、この運営をする中でですね、また、新たな、そういう借入れをしてまで、運営をしていくんじゃないかと、何とか、この運営を

できるようにね考えての、その財政的な運営措置ですから、十分考えてやっております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8 番（笹田鈴香君） まあ、当局としては、考えておられるんかもしれませんが、でも、結果的に見て、やっぱり値上げというか、その引き上げることによって、介護保険の保険料を払っている人が、本当に大変です。

で、もちろん、いろんな施設ができたので、介護保険料の上がったということもあるんかもしれませんが、それにしても、その 12 月議会でも過大見積ではなかったかということを行いましたところ、ちょっと言葉では覚えてないんですけども、ちょっと認めるような発言もされていると思うんですけども、課長のほうからの答弁でしたけども、そういうこともありまして、今回は、このようなことがないのかと思っておりましたが、やっぱり、こういうことがあるので、やはり、少しでも保険料、県下でも、5,000 円を切るとね、まだちょっと、安いほうとは言いませんけども、やっぱり 5,000 円、上がるのと下がるのと、5,000 円を上がるのと下がるのとでは、大分、受け止めも違うし、やはり、もっと町民の立場に立って欲しいと思うんですけど、今後の見通しというか、これからも、このようなことがないようにして欲しいんですけど、そのへんは、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） どこですか。答弁要りますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あえてですね、無理に保険料を改定しているわけではありません。当然、介護施設も充実させる中で、また、介護を必要とされる方も増えている中でですね、この介護保険の、この保険会計を、何とか、当然、介護保険料が、ギリギリのところで運営をしていきたいということで、努力をしているところです。

ですから、今後とも、こういうことがないようにと言われますけども、今後、ますますですね、介護給付費が増えて、介護を必要とされる方も増えてきた中で、介護保険料の改定も、これは会計がたち行かなくなっていけば、当然していかないと、これを持続していかないとですね、実際に介護必要な方にとっては、非常に大変重要な会計ですし事業ですから、それは、そういう重要な事業という中で、当然、安定した、少しでも安定した保険運営をやっていきたいということでの努力はしてまいります。それ以上の答えはありません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） ちょっと、私、当初予算の時に、前の野村さんという課長とやり

あったんで、その経過を受けてますのでね、ちょっと、今、町長の答弁おかしいなと思って聞いていたんだが、当初予算の時に、何が問題だったかいうとね、あの予算編成するのに、全ての基金も崩し、準備基金のね、それから、介護保険料 5,200 円の標準月額 5,200 円が 5,100 円に、これはハイム・ゾンネ問題を指摘する中で、100 円減額したと。そういう中で、予算を組んで、どういう予算になったかいうと、もうあんまり、基金なんか、とてもじゃないけど、初年度に積み立てるような、そういう予算ではないという趣旨のね、説明であったんですよ。

で、それ、なぜなのかと言ったら、当たり前のことなんだけど、例の財政安定化基金の 4 期の 6,000 万円を 7 割、4,200 万円、初年度に返すというような予算編成をやった。で、予算も全部崩して、この 5,100 円の保険料で精一杯。こういう説明があったということ前提でね、今の議論しないと、だったら、あの 24 年の 3 月議会の議論は何だったかということになるわけですね。

で、それで結論から言います。そういうやり取りをしておってね、12 月では、4,200 万円を返すのをやめて、2,000 万円、当たり前言うたら当たり前だけど、年間返済に変えた。だから、2,000 万円は浮いたわけです。2,200 万円。

で、そういう中で、今回、やりくりしたら 3,000 万円近い基金の積み立てになったと。2,800 万円ですから。これが、この 24 年度の結果なんですよ。

それから見たらね、やっぱり、あの時に介護保険料を、もうちょっと手を加えたのじゃないか。これが、この現在の補正予算に示されておるんじゃないか。これは筋から見たら当たり前だけど、その点を、町長に確認しておるんで、あの保険料は、できるだけ余裕のある保険料がいいというのは、当局かもしれんけども、払うほうからしたらね、いくらかでも安く、何とかして欲しいという気持ちがあるわけですから、その点では、少しおかしいんじゃないですか。町長、答弁。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、はい。

町長（庵逄典章君） 安定化基金からですね、当然、借入れをしてしなきゃいけないと。借り入れたものは返さなきゃいけない。これは、ルールですから。その中で、これ一応、3 年ごとの介護計画を行いながら介護運営を行っているわけです。だから、初年度にね、こういう、今、結果が出たからといって、それが余裕があって、その財政的に、保険料を、それだけ余裕を持って設定をしているということには、私は、当たらないと思います。

結局、3 年間の運営というのは、今までの伸び率、これからの介護保険の、今、給付の状況、増加率を見ながらですね、考えていかなきゃいけないということで、考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。ほかに。
ないようですので、質疑を終結をいたします。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 笹田です。失礼します。

日本共産党の笹田です。私は、この専決議案の反対討論をいたします。

この平成 24 年度介護保険会計補正予算は、当初予算の時に介護保険料を 4 割もアップして、月額、標準で 5,100 円もの介護保険料にする予算でした。当局は、この説明として、基金を全て取り崩しても保険料を、大幅アップしないと予算が編成できないというものでしたが、私たち共産党議員団は、ハイム・ゾンネ問題第 4 期に財政安定化基金からの借金 6,000 万円のうちの 7 割も第 5 期、初年度で返済するという無謀な予算編成、そして、サービス給付費の過剰見積もり問題などを指摘して保険料の引き下げを求めました。しかし、実現はなりませんでした。

その後、どうなったかは明らかなように、去年の 12 月議会での補正予算では、借金の返済は 4,200 万円の返済を 2,000 万円に修正されました。ところが、同じ補正で、予算が余ったとして、準備基金に 1,400 万円も積み立てるものでした。

今回の補正は、さらに準備基金を 1,067 万円積み立てるとともに、準備基金繰入を 134 万 6,000 円を減額するというものです。

予算編成のミスともいえる、今会計の補正予算に異議を唱えるとともに、高い保険料で苦しんでおられる町民の方の声に、当局は、耳を傾け保険料の引き下げを英断されることを求めて反対討論とします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君）はい、新田議員。

2 番（新田俊一君） 前に賛成討論をしたいと思うんですけども、この承認第 6 号の専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 4 号、専決第 6 号、これについてはね、12 月の時でしたか、僕も賛成討論をしたと覚えておるんです。この時に 5,200 円が 5,100 円になったわけなんですけど、笹田さんがおっしゃったり、そういうふうなことでね、確かに、今回はちょっと、金が余っておるかも分からんけども、この部類については、ドンドン成長産業、成長産業言うたら、ちょっと悪いかも分かりませんが、高齢者がドンドン増えていくというような状況の中で、これから、ますますこう、大きな金が必要になるようなことになるんじゃないかと思うんでね、これをやはりクリアしてくるような、借金ばかりしてするのではなしに、やはりある程度の余裕の持ったことあって、また、困った時には、一時借入で、また、値上げしていくというような状況にならざるを得ないんじゃないかと思うんです。

それで、多少余っておるからといって、そないな無謀なことしたらあかんとか何とかいう問題とも違うと思うんで、私は、そういったことについては、反対して、反対討論とします。

〔山本君「いや、それ賛成討論」と呼ぶ〕

〔新田君「おっ」と呼ぶ〕

〔山本君「賛成討論」と呼ぶ〕

2 番（新田俊一君） いや、違う、賛成討論や。
間違えました。ちょっと酔っておるんで、すいません。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

2 番（新田俊一君） ごめん。賛成討論にします。

議長（西岡 正君） はい、分かりました。
ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 6 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 6 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって承認第 6 号、専決処分の承認を求め
ることについて、平成 24 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 4 号、専決第 6 号は、
原案のとおり承認されました。

続いて日程第 12、承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐
用町朝霧園特別会計補正予算第 3 号、専決第 7 号に対する質疑を行います、ございま
すか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これより討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより承認第 7 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 7 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 7 号、専決処分の承認を求め
ることについて、平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第 3 号、専決第 7 号は、原
案のとおり承認されました。

続いて日程第 13、承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐
用町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号、専決第 8 号に対する質疑を行います、質
疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行いますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより承認第8号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第8号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、挙手、全員であります。よって承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第4号、専決第8号は、原案のとおり承認されました。
続いて日程第14、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第3号、専決第9号に対する質疑を行いますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 3ページ、加入負担金のところで、ちょっとお聞きしたいんですけども、これ、まちうちですね、この加入をされてない方、いらっしゃるんじゃないかと、その割というのは、どのぐらいの方が加入されてないんですかね。未加入者。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長。はい、答弁願います。

上下水道課長（上野耕作君） そこまで、ちょっと調べておりません。ちょっと、申し訳ないです。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

7番（井上洋文君） と言うとね、今回の大規模改修があつて、井堰の撤廃等があつたわけなんですけども、それによって、水路がですね、水が流れないということで、そこへ管とつながれてない方が、そのまま流しているという現状で、ぼうふらが浮いたりですね、そういうやっぱり、ちょっと、そういう悪臭が漂ったりするというようなことがあるわけですね。そういうようなんで、加入されてない方について、特に加入を推進するようにですね、そこら、どのようにされているのか。ちょっと、そこらお聞きしたいんですけど。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） この分につきましては、旧佐用町内の中井井堰関係なんですけれども、これにつきましてはね、今、河川改修の関係でですね、現状、水を流せるような形というようなことも地元との協議の中で考えております。

それと、下水につきましてはですね、当然、加入されていない方につきましても、今後ともですね、加入のほうを推進してまいりたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、井上議員よろしいか。

7 番（井上洋文君） はい。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。ないようですので、これで質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより承認第 9 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 9 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号、専決第 9 号は、原案のとおり承認されました。

続いて日程第 15、承認第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 3 号、専決第 10 号に対する質疑を行います
が、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより承認第 10 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 10 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 3 号、専決

第 10 号は、原案のとおり承認されました。

続いて日程第 16、承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 5 号、専決第 11 号に対する質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより承認第 11 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 11 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 5 号、専決第 11 号は、原案のとおり承認されました。

続いて日程第 17、承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 2 号、専決第 12 号に対する質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより承認第 12 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。
承認第 12 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 2 号、専決第 12 号は、原案のとおり承認されました。

続いて日程第 18、承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 2 号、専決第 13 号に対する質疑を行います、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 補正予算、最終的な 24 年度、最終的な補正ですから、決算時でも聞いてもいいんですけど、まあ、年度が決算でしたら、ちょっと年度が進んでしまいますので、ちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（西岡 正君） はい。

5 番（金谷英志君） 歯科保健センターの今後について、今、現状どうなっているかいうことをお聞きしたいんです。

平成 20 年 3 月に歯科保健センターの運営委員会に、その歯科保健センター検討委員会から、そういう報告が出ておるんですけども、それを踏まえて、この 4 年間、24 年まで、どういうふうに検討されて、今年度は、改めて、こういう、この報告についてね、どういうふうな、今、方向でやられようとしておるんか。

報告の最後に、当委員会では、今後の歯科保健センターのあり方について協議する。一方では、市内歯科医院のかかりつけ医師、機能の強化に期待しつつ、他方では、行政機関しかできない公的責任としての歯科保健サービスを歯科保健センターが果たすべきである。こういうふうな、先に報告されているんですけども、20 年にね。今現在で、こういう、その運営委員会から、こういう報告出ていると。歯科保健センターの、その運営については、今後、どういうふうになっていくんでしょうか。今は、検討されているんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 今、議員がおっしゃった内容と同じような内容を、この 3 月の議会でも、一部、歯科センターの今後の話、ちょっと出たかと思います。

先ほどの 20 年の資料、今、議員がおおせられた、厚生常任委員の視察研修の時に、何か資料がありますかということで、申し出られまして、その後、先生のほうから議会のほうに資料が届いた内容のことだと思います。

で、その後につきましては、確かに、21 年、22 年、23 年と、今後のセンター、歯科センターについての方向づけというような協議はされておりました。

で、24 年に歯科の協議会と、それから歯科センターの運営委員会のほうを開催をさせていただきました。その中で、23、また、23 年度、22 年度の、それぞれの実績を踏まえながら、今後の歯科センターの目的というか、方向づけですか、それを 25 年度、まず、25 年度に、この運営委員会の中で協議をしていこうじゃないかということで、委員さんのメンバーの中では確認をしております。

ですから、それが、25 年、また、26 年、年数的には、こういった形でかかるか分かりませんが、まずは、25 年度の運協の中で、そういう話をしいこうということは、確認をしております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 25 年度の中では、今のところは、まだ、そういう協議はされてないということなん。今後、それこそ、今から、半分ぐらい終わってですね、3 分の 1 ぐらい終わって、これから、今までの 25 年度入っての協議は、まだ、されてないということでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 今現在、まだ、開催しておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

5 番（金谷英志君） はい、いいです。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより承認第 13 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 13 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 2 号、専決第 13 号は、原案のとおり承認されました。

続いて日程第 19、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 1 号、専決第 14 号に対する質疑を行います、
ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 朝の町長の説明にもあったんですが、宅地造成費が補正前の額と、減額、同額されているわけなんです、これは、全然売れなかったということもあって、後の部で言いますとそうなるわけなんです、結局、このところずっと、このまま、広山もさよひめ団地、そのほか、売れてないということなんです、どのように、この売るための努力は、どのようにされているのか。対策を立てられているのか、そのへんをお尋ねし

ます。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長ですか。町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 宅地につきましては、災害の、この復旧事業のためにですね、家屋の移転先等もつくって、対応してきたり、現在持っているものを、そういうところ、そういう形で提供していきたいということでありましたけど、だいたい、この事業も終わりました。

ずっと、一応、宅地、保有している宅地についてですね、できるだけ早く売却して、新しい家をつくっていただくこと、そういうことで、取り組んでいかなきゃいけないということで、ただ、民間の、今、住宅宅地もですね、結構つくられておりまして、家そのものはですね、新しい家、次々と、かなり建っている部分もあります。

土地の価格についてですね、かなり今、一般の土地価格というものがですね、町内、かなり下がっているという部分もあります。

この三日月のですね、以前、宅地を造成されたところについても、現在の近隣価格と比べてですね、実勢価格と比べて、非常に差ができていうことで、先般、見直しをさせていただいて、1区画、町民の方に利用していただくように、売却を行いました。

ほかの土地についてもですね、土地の条件とか、いろんな面がたくさんあって、土地の鑑定というのは、難しい面もあるんですけども、実勢価格と、それから、これまでも、当然、売り出しをして、実際に、もう既に、土地が、家を建てていただいているんで、その方との、また、関係もあるんですけども、やはりどうしても、これからですね、土地については、やはり実勢価格で、ある程度、見直すべきところは見直していかないとですね、なかなか、利用者に、あの土地の希望者、購入希望者においてもですね、当然、理解が得られないということですので、この点、今年度、担当課のほうにもですね、今、保有しているものを、全て、もう一度、きちっと調査をして、近隣の状況、また、価格、こういう点をですね、再検討して、いっぺん全部ですね、広報等でですね、バラバラに普通財産で持っていたり、宅地も商工観光課が持っていたり、管理していたり、総務課で管理していたりと、いろいろなところが、実際、別々だったりして、こちらのほうは、私のほうは、どこにあるかというのが全部知っているわけですけど、町民の皆さんに、きちっと、その町内でのですね、町が保有、持っている宅地について、情報提供が、あまりきちっとできていない部分もあるのではないかなということも私は考えており、そういう思いもありまして、できるだけ早く、そういう広報で、町内全てを一覧にしてすね、また、お知らせをして、ぜひ、必要な方、希望者にですね、買っていただいて、家もつくっていただき、つくっていただきたいなというふうに考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） ぜひ、そうしていただきたいのと。

それと関連してというか、以前、折口団地のことを話されたと思うんですけども、ここ

は、やっぱり行政の問題として、やっぱり考えて、都合で出ていく人もあるわけで、やはり、そういった人などにも、その人がどうされるか分かりませんが、やっぱり優先的に声をかけたりされているのかもしれませんが、そのへん、ぜひ、していただきたいなと思います。

で、そういうことは、されているのかどうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁要りますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） 折口住宅につきましては、まだ、細部決まっておりますけれども、町の方針としましては、平成 28 年末ですか、退去願う。退去とあるいは、また、払い下げのほうの話を進めるということで、今、さわりの順番でしております。まだ、県との協議が、きっちり決まっておりますので、細かいことは、申し上げることができませんけれども、町の都合といいますか、これは旧三日月町の時代から、折口住宅につきましては、もう撤去しますよというふうな計画でありました。それが、合併以来、今日になっておるわけですが、突然の話ではありませんので、今後とも住宅の関係者の方と協議しながら進めてまいりたいと思います。以上です。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） そういった意味もありますけれども、私が言っているのは、例えば、その広山とか、そういったところをね、見直しもされるんだったら、そういったところを、宅地、また、家を建てたいという人があるのであれば、そういった人にも、こういった状況を相談というか、お話しされたらどうかなということが言いたかったんですけど。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。町長ですか。はい、町長。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） 当然、住宅を建てられる方は、ほかの住宅のあっせん、また、宅地のあっせんなりは、当然、協議の中で、話すことはできると思います。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。ないようですので、これで質疑を終結します。

これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより承認第 14 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 14 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 1 号、専決第 14 号は、原案のとおり承認されました。
続いて日程第 20、承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算第 1 号、専決第 15 号に対する質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 討論は、ないようですので、討論を終結します。
これより承認第 15 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 15 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算第 1 号、専決第 15 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 21. 議案第 54 号 兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び規約の変更について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 21、議案第 54 号、兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び規約の変更についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 54 号、兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び規約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。
この度、本組合構成団体であります、養父市が脱退し、構成団体数が 20 市町から 19 市町になったため、それに伴い兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部を改正するものでご

ざいます。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 当局の説明は終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決いたします。

これから質疑を行います、質疑はございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） まあ、退職手当組合なんか、よくね、一部事務組合で規約が出てくるんですけども、交通災害共済というのは、あまり出てこないんで、そこ確認したいんですけど。

今、言われた、その養父市が脱退されたということになれば、養父市は、この事業は、どのような形でされるんでしょうか。これ、初歩的なことかも分かりませんが。

それから、2点目に、この事業は、住民の交通災害に対する共済制度でありますけども、毎年、募集している、あの 500 円のね、加入の交通災害共済、あれとの関連はどうか。この2点、お願いします。

議長（西岡 正君） 養父市のこと、答えられますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 養父市自体も、合併後ですね、この行政機構の、いろんな事務事業の見直しということで、そういう組織をつくって議論された中で、この共済組合、市町交通災害共済組合ですね、この共済については、今の時代においては、あまり必要ではないんじゃないということで、養父市の判断でやめられたということです。ですから、後をどうされるかということについては、一般の県共済もあったり、いろいろと、こういう共済もありますけども、それは、分かりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

16 番（鍋島裕文君） もう1点、交通災害共済。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） 交通災害、あの共済です。

〔鍋島君「あれ、あれ」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 500 円の集めている共済の事業です。

これもですね、これまで、お金をですね、集めてくるのに、あれ前は、各集落で、自治

会を通して集めていただいたと思うんですけどもね、こういうことが難しくなって、今、振込、個人個人の振込制度になって、そういう中で、段々と、その加入者も少なくなっております。だから、ただまあ、安い掛金で、即、そういう災害あわれた時の、ある程度の経済的な救済になるということで、まだ、その 19 市町に、残りにおいてはですね、今後とも、これは、続けていくべきではないかなということで、今のところは運営をしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかに。

16 番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） ほかに、ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 54 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 54 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 54 号、兵庫県市町交通災害
共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び規約の変更については、原案のとおり可決
されました。

日程第 22. 議案第 55 号 工事委託契約の締結について（町道小赤松線小赤松橋橋梁架設工事）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 22、議案第 55 号、工事委託契約の締結について（町
道小赤松線小赤松橋橋梁架設工事）を議題といたします。
町長より、提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程いただきました議案第 55 号、工事委託契約の締結に
ついてのご説明を申し上げます。

兵庫県で実施していただいております河川災害復旧等関連緊急事業における町道小赤
松橋橋梁架設工事は、河川の拡幅に伴い現橋の延長 93.2 メートルを 148.5 メートルに、
55.3 メートル延長するものであります。

この度の委託契約につきましては、現橋の有効幅員 4 メートルを 6 メートルに拡幅する
ための上部工工事における町負担分でございます。

工事費総額 2 億 7,200 万円のうち、8,782 万 4,000 円と事務費 313 万 5,000 円の合計
9,095 万 9,000 円で兵庫県に工事委託をいたします。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定

により、議会のご承認をお願いするものでございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 当局の説明は終わりました。
なお、本案につきましては、本日即決とします。
これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 55 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 55 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 55 号、工事委託契約の締結
について（町道小赤松線小赤松橋橋梁架設工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第 23. 議案第 56 号 町有財産の無償貸付けについて

議長（西岡 正君） 続いて日程第 23、議案第 56 号、町有財産の無償貸付けについてを
議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 56 号、町有財産
の無償貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

この貸付財産は、おねみ滝谷オートキャンプ村として、平成 9 年に整備し、奥海集落が
管理運営を行ってきたものでございます。

平成 18 年に集落から管理運営を辞退されて後、平成 20 年度の数カ月間は、株式会社兵
庫自然楽校に賃貸借契約で貸出しておりましたが、それ以降は休止状態にある中、施設の
長期間閉鎖を防止するため、夏休み期間中だけ、青少年の健全育成活動を促進し、心身と
ともに健康な青少年の育成を図ることを目的とする、一般財団法人大阪市青少年活動協会に
試験的な使用をお願いをしておりました。

この度、この大阪市青少年活動協会と今後の利用について協議を行いましたところ、施
設の有効活用を図ることへの協議が整いましたので、施設を貸付けするものでございます。

なお、施設の貸付けに当たっては現状のままで貸付けとすることから、当面必要な維
持修繕や管理経費など、運営に必要な費用負担は大阪市青少年活動協会の負担となること

と、冬場の使用が困難な小規模施設のため、運営計画のうえで当面は黒字経営が見込めないということから、無償貸付けといたしております。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案のご説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案につきましては、本日即決いたします。
これから質疑を行います、ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） まず、お聞きしたいのは、無償で貸付けた場合、町として、どのようなメリットがあるのか。まず1点と。
それから、貸付けに当たって、条件ですね、契約など、どのように考えておられるのか。この2点について、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） まず、無償にする意味なんですけども、先ほど、町長も申しましたように、その貸付けなければ長期間閉鎖することになります。当然、建物は閉鎖しておりましたら、朽ち果てるのが、余計早くなりますので、そういう意味から、とりあえず使っていただくために貸すということになります。

で、使用料なんですけども、先ほど申しましたように、要は、施設の規模が小さいということと、後、冬場にも雪がたくさん降りますので、そういう意味から閉鎖せざるを得ないということから、当面の間は、今年につきましては、当然、維持補修関係が費用がたくさん要ります。そういう意味で、当然、赤字になります。で、3年間をめどということなんですけども、3年目にやっと、計画どおりにいけば、黒字ということになる予定なんですけども、そういう意味から、今回の契約期間におきましては、無償ということにしております。以上です。

議長（西岡 正君） 先ほどの質問、どういうメリットがあるのかということだったと思うんですが。はい。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。はい、どうぞ。

商工観光課長（横山芳己君） 閉めておったら朽ち果てますので、そういう意味で使っていたら、まだ、ある程度、期間がもつということのメリットがございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） いや、契約をされるのか。もし、されるとすれば、契約は、どうなるのか。で、その条件ですね。どのような条件をつけられる。もし、するとすればということです。

議長（西岡 正君） はい、観光課長。

8 番（笹田鈴香君） 期間は、28 年の 3 月末ということになります。

後、貸付けは無償ということと、後、必要費の負担ということで、通常、よっぽど大きな修繕というのは、また、今後の検討になるかと思いますが、通常の簡単な維持修繕は、活動協会が負担するというので、とりあえず町の負担は要らないということでの契約をしようとしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 7 月から 3 月末までということですが、これ、大阪市の小学生を健全育成とするという、中身的にね、そして、その 3 月末までに何人ぐらいの方が来ようとしておるのか。そこらへんについて、分かれば。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） 3 月末は、28 年になりますので、今からであれば、2 年と 9 カ月ですか、になります。

で、計画なんですけども、この 25 年度につきましては、とりあえず、8 月 7 日からの計画にしております。で、1 回、2 泊 3 日程度になりますけども、30 人前後ということで、今年度におきましては、5 回計画されております。そういう意味で、150、160 人の予定になっております。

後まあ、来年につきましては、当然、期間が、まだ、ゴールデンウィークのこともありますので、また、細かい計画が、まだ出ておりませんが、それなりの人数になるかと考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） それは、小学生ばかりの対象ですか。中学校とかも入っておるわけですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） すいません。言葉足らずでした。

まず、基本は小学生になります。後、ファミリーキャンプと申しまして、要は、親子連れも夏休みには計画されております。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 56 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 56 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 56 号、町有財産の無償貸付けについては、原案のとおり可決されました。

日程第 24. 議案第 57 号 佐用町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 24、議案第 57 号、佐用町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 57 号、佐用町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法に規定されている職員の欠格条項に該当した場合の失職の例外を条例に規定するためのものでございます。

地方公務員法第 28 条第 4 項に、職員は第 16 条各号の 1 に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失うとの規定があります。

第 16 条第 2 号には、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者との規定があり、町の条例に特別の定めがない場合、職員がこれに該当した場合は自動的に職員としての身分を失うこととなっております。

今回の改正は、特に職員が交通事故を起こして有罪の判決を受けた場合を想定したものであり、失職の例外として、その罪が過失によるものであること、刑の執行を猶予されていることの二つを条件に、その情状がやむを得ない場合については失職しないことができるという内容といたしております。

例外規定を設けたのは、時代背景として、地方公務員法が制定された昭和 20 年代はじめには、昨今の車社会は想定されておらず、この失職規定も、殺人、強盗・窃盗等の財産罪、わいせつなどの破廉恥犯罪などを犯した公務員を規律するための規定であったものと考えられます。

自動車の使用がごく普通になっている現代において、職員が公私を問わず自動車を運転することは必要不可欠であり、絶対に交通事故の加害者とならないとは断言できません。運転中の過失により犯した罪と、財産罪、破廉恥犯罪等故意の犯罪を同列に扱うことは、社会的にみても疑問があると思われま。

なお、今回の規定により、特例的に自動失職を免れたとしても、その運用に当たっては、慎重に事案を検証し、社会的責任等任命権者において適正に判断をし、懲戒免職等の懲戒処分等を行うことは避けられないことと考えております。

以上、ご説明を申し上げます。慎重にご審議いただきまして、ご承認賜りますようによろしくお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ございますか。

あつ、失礼。これより質疑に入りますが、議案第 57 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今の議題となっております議案第 57 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 57 号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 25. 議案第 58 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 25、議案第 58 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 58 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び、地方税法等の一部を改正する法律の改正により、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同じの世帯に属する国民健康保険の、被保険者の属する世帯の、国民健康保険税について、既に講じられている当該移行後、5 年目までの間、世帯別平等割額の 2 分の 1 の軽減措置に加え、5 年目から 8 年目までの間においても、世帯別平等割額の 4 分の 1 の軽減措置を講ずる等の条文整備を行う必要が生じたため、条例を改正するものでございます。

なお、この条例の改正は、公布の日から施行し、平成 25 年度以後の年度分の保険税について適用し、平成 24 年度分までの保険税については、なお従前の例によるものと定めるものでございます。

ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決いたします。

これより質疑を行いますか、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 特定世帯は、今、関係者がどれぐらいいるのか。その方々が、これから 3 年間、5 年間経過した後、3 年間、特定継続世帯という形で、そのほうの改正に伴って減額がされていくという改正だと思うんですけど、具体的に佐用町で、現在対象世帯というのは、どれぐらいになるんですか。お尋ねします。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 失礼します。

平成 24 年度本算定時でございますが、特定世帯は 485 世帯でございます。それで、今年、25 年度分の特定世帯は、330 世帯。それから、特定継続世帯が 139 世帯という形で、一応、昨日までの資格で 139、330 という数字を申し上げましたんで、後 20 日ほど本算定時までの期間が、比較する期間があるわけですけど、一応、そういった比較の数字という形でご理解をいただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） その関係者に対して、これは、法律の改正に伴って、特別に関係者が申請するというか、必要はないというふうに、ほかの自治体での、ちょっと参考例を

見たりしているんですけど、そういうことなんですね。

特に、手続き上というか、この法律が改正することに伴って、住民が、何かするという
ことはないんですか。お尋ねします。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） あくまで、これは法定軽減に該当しますので、これはもう、資格の
年齢、資格にかかる部分と、後は、低所得、7・5・2の軽減にかかれば、その分につい
ても、同じように、従来と同じような形での形になりますので、本人からの申請云々とい
うことはありません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。ほかにございますか。
ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 58 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 58 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 58 号、佐用町国民健康保険
税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 26. 議案第 59 号 佐用町土づくりセンター条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 26、議案第 59 号、佐用町土づくりセンター条例の一
部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました議案第 59 号、佐用町土づくりセンタ
ー条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この度の一部改正は、佐用町土づくりセンターでの乳用牛の家畜糞処理の利用料金が、
現在 2 トン車 1 台当たりで 1,500 円となっておりますが、他地域の施設での利用料金体系
は飼育頭数に応じたものとする方法が主な扱いとなっております。

平成 25 年 4 月から利用料金の徴収を行うにあたり畜産農家とも協議した結果、乳用牛
の家畜糞料金の利用料金を、1 頭当たり年額で 2 歳未満は 4,000 円、2 歳以上は 1 万 2,000
円に平成 25 年 7 月から徴収するよう改正しようとするものであります。平成 25 年 7 月徴

収分から改正しようとするものでございます。

なお、搬入に当たり、十分な水分調整をしたものを、土づくりセンターへ搬入していただくよう、今後とも指導をしております。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 59 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 59 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 59 号は、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

日程第 27. 議案第 60 号 平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 27、議案第 60 号、平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 60 号、佐用町一般会計補正予算（第 1 号）からのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 125 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 138 億 5,427 万 6,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正によりましてご説明をいたします。まず、歳入から予算書 1 ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては、防災・安全交付金 3,330 万円の増額でございます。

県支出金につきましては、1,336 万 7,000 円の増額で、地域介護予防拠点整備補助金及び鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金の増額、風しん緊急予防接種助成事業補助金の追加計上でございます。

寄附金につきましては、国際ソロプチミストからの一般寄付金 9 万 9,000 円の増額でございます。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金 4,478 万 4,000 円の増額でございます。

諸収入につきましては、コミュニティ事業助成金 200 万円の追加計上でございます。

町債につきましては、庁舎建設等整備事業及び道路新設改良事業に伴う合併特例事業債 770 万円の増額でございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

総務費につきましては、庁舎建設等整備事業の土地購入費 320 万円の増額でございます。

民生費につきましては、地域介護拠点整備費補助金 540 万円の増額でございます。

衛生費につきましては、610 万円の増額でございます。うち保健衛生費におきましては、風しん緊急対策予防接種事業に 310 万円を追加。清掃費におきましては、塵芥処理費の工事請負金 300 万円の増額でございます。

農林水産業費につきましては、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業に基づき、本町の当初予定の事業内容を見直した結果、309 万 6,000 円を増額するものでございます。

土木費につきましては 6,700 万円の増額で、国が進めるインフラの老朽化対策として道路ストックの総点検や緊急舗装修繕事業などを計上いたしております。

消防費につきましては、県の衛星通信ネットワーク設備更新に伴う負担金 850 万円の追加でございます。

教育費につきましては 795 万 4,000 円を増額でございます。うち小学校費におきましては、小学校規模適正化推進に伴い新小学校の設置に係る事業などに 202 万円を追加計上いたしております。中学校費におきましては、三土中学校の閉校協議に伴い上津中学校との交流授業や部活動の合同練習などに 427 万 2,000 円を追加計上いたしております。保健体育費におきましては、三方里山公園の備品費 166 万 2,000 円を増額いたしております。

次に、地方債の補正でございますが、第 2 表、地方債補正により説明をいたします。

予算書 2 ページをご覧ください。

地方債の変更は、庁舎建設等整備事業及び道路新設改良事業におきまして、事業量が増加し、起債の増額が見込まれるために、限度額をそれぞれ 10 億 5,640 万円、4 億 6,280 万円に改めております。

以上、佐用町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご承認いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題となっております議案第 60 号につきましては、6 月 17 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、この議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 28. 発議第 1 号 佐用町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 28 に入ります。日程第 28、発議第 1 号、佐用町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する提出者の説明を求めます。議会改革調査特別委員長、石堂 基君。

〔議会改革調査特別委員長 石堂 基君 登壇〕

議会改革調査特別委員長（石堂 基君） 1 番議席の石堂であります。

ただ今、議題となりました発議第 1 号、佐用町議会の議員の定数を定める条例の一部を

改正する条例についての提案に関し、議会改革調査特別委員会を代表して趣旨の説明をさせていただきます。

本条例は、佐用町議会議員定数条例を改正し、現在 18 名の議員定数を 14 名に改めようとするものであります。

改正条例の施行日につきましては、公布の日から施行するものとしますが、次回の一般選挙から適用するものとします。

本町議会の定数は、平成 17 年に 4 町が合併し新町が発足した時点では、合併特例の適用を受けスタートいたしました。これ以降、二度の改正が行われ平成 22 年からは 18 名と改めて現在に至っていますが、過去の定数改正においても、議員の少数精鋭化や本町財政健全化への思いが強くあったと感じています。

こうした中、昨年 51 回定例会におきまして議会改革調査特別委員会が設置され、議会基本条例の制定や分権時代に対応できる議会づくりなど、議会の活性化に向けて調査・研究に取り組んでまいりました。この取り組みの一環として、昨年 10 月から行いました佐用町議会に関する住民意識調査の結果については、既に周知の内容であります、特に議員定数の見直しについては 60 パーセントを超える住民意向があり、特別委員会としては優先課題として検討してまいりました。

本町議会の定数を検討するにあたっては、財政運営に対する一定の配慮が必要であり、かつ地域主権時代を担う議会運営を行なっていくために、住民の声をより反映した行政運営など、目指すべき議会のあり方に向けた役割を果たしていく責任があることから、議会機能の維持・強化をセットに検討を重ねています。

具体的には、こうした役割を果たすために必要な議員数や、常任委員会などの体制整備の検討と、議会の権能強化や、議員の資質向上に向けた調査・研究を行うとともに、議会改革で先進的な取り組みを行っている自治体や、法定定数よりも大幅に定数削減をしている自治体なども視野に入れながら議論を重ねてきました。

特別委員会では、議会や議員による政策提言やチェック機能を果たせる適正数などについて、各議員からの意見もいただきました。

主な意見内容としましては、1、健全な財政運営への貢献。2、行政改革等を含めて、住民意識として削減の方向が期待されている。3、議員の資質向上及び議会の機能強化を伴う少数精鋭体制などで、こうした視点から議員定数削減でまとまりました。

また、定数削減が議会機能の低下につながっては、住民の負託に応える議会として本末転倒であります。今後、地方分権が進むことに伴い、増加するであろう行政執行の適正さや有効性を評価し、監視・統制することができる議員定数であるべきとの認識も一致していると考えています。

特別委員会と議員協議会で具体的な議論を重ねる中、常任委員会の体制整備の検討と、議会の権能強化や、議員の資質向上に向けた取り組みも進めることを前提とし、14 名の定数を提示いたしました。全員一致での提案に向け、皆様は献身的なご努力をいただきましたが、定数を 14 名に改正することには、残念ながら全員の同意を得ることができませんでしたので、特別委員会として提案することに至ったところであります。

今回、協議し提案しました議員定数については、これからの佐用町議会の基盤となり、次世代の議員がしっかりと議会運営できる体制も含め考えておく必要があります。私たちには、次世代の議員に対して議員活動の条件を整える責任があります。議員定数を 14 名に改正することは、次代の議員が本町財政状況の中で、議会や議員の役割を十分に果たしていただけるよう責任を持って引き継いでいくこととあわせ、常任委員会体制を見直していくことを担保すること、そして議員一人ひとりが自己研鑽に励み、さらなる少数精鋭に挑む覚悟を、町民に示すものであります。

今回の定数改正の提案は、決して住民の厳しい声を聞いての提案ではありません。私たち議員自らが本町議会の定数はいかにあるべきかを、慎重かつ十分に協議した結果であり、このことは大いに誇れることと考えています。

議員各位におかれましては、町民の負託に応え得る佐用町議会であるため、全員のご賛同を賜われますよう心からお願い申し上げ、趣旨の説明とさせていただきます。以上。

議長（西岡 正君） 発議第1号に対する委員長の説明が終わりました。

本発議につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、発議に対する質問をさせていただきます。

議員定数は、そうは言ってもね、これ議会制民主主義の根幹でありますから、これはもう、慎重な検討がなされるべきだというふうに思います。

それで、せっかく提案されておりますので、基本的な点についてね、2点ほど、見解を伺っておきたいというふうに思います。

提案説明の4人削減で、財政運営に貢献するというような内容はね、それは、ちょっと、実態から見れば、そう言えるのかなという点はね、これは、お分かりだと思いますけども。

やっぱり一番大きな問題というのはね、本町の場合、14になれば、例えば、旧町ごとにね、合併前の有権者を見た場合に、今、佐用町の有権者総数というのは、約1万6,500ほどであります。で、その中で、旧三日月町はね、だいたい15パーセント。有権者がね、そういう有権者数の割合になっておるんですね。

で、仮に、旧町ごとに、その有権者が、どのくらいのね、議員を選出できるかというような視点から見た場合にはね、14人になれば、二人ですね。いう計算になります。

で、当然、選挙ですから、これ、その出る候補者によってね、三日月で3人、4人通ったということも、当然あるんですよ。選挙のやり方によってね。

しかし、有権者の数からすれば、二人。ということは、下手すれば一人、最悪ゼロということも、これはもう、選挙の結果によってはあり得るわけで、そういうことが、一つは心配されるんですね。

合併したから、もう旧町は関係ないという意見もありますけども、やっぱり各旧町ごとの地域からね、議員が出て住民の声を議会に届け、行政に反映するという点は、これは大事な、やっぱり議会としての役割りです。

確かに、議員一人ひとりの資質が高まってね、そういう低下しないようにやるんだという意気込みは分かるんだけど、実質、物理的には、一定の数がいないとね、なかなか、その声がキャッチできない。そういった点もあります。

そういった点から、大事なやっぱり、心配点というのは、そういう住民の声を届けるという点でね、14に削減することによって、削減することによって弱まっていくんじゃないか。この点が、心配されようわけですけど、この点については、どのように考えられますか。

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君、答弁願います。

議会改革調査特別委員長（石堂 基君） 鍋島議員のご質問にお答えをします。

確かに、定数が過去の経過を見ましても 22 名から 20 名、そして 18 名というふうに改正をされた中で、やはり地域の住民の声として、自分たちの声が届きにくくなるのではないかなという声は、その都度に聞いた記憶もあります。

実際ながら、じゃあ、それがどうした形で、表面的な数字が出てくるのかということ、なかなか把握しづらいところであります。今回、全員協議会の中でも、一度お話をしたと思うんですけども、住民意識調査の関係を、少し思い返して欲しいんですけども、今現在、18 名の定数の中で活動している議員活動、これを、どのように住民の方が評価されているかという点だと思うんです。

で、これが、あくまで、従前、例えば合併前の 53 に対して、現在 18 名になって大きく減少している。そうした中で、どういうふうな状況が出てくるかというのは、あの調査の中では、ある程度、自分たちが選出した議員の活動を、どう評価しているかということで、質問を挙げております。

で、その数字ですけども、評価、ある程度評価しているという数字、これを合わせていただきますと、70 パーセントを超える数字になっております。

ということは、実際には、旧町時代から比較すると、本当に減員になっている議員の活動というものを、少なからずとも、少ない中で、それぞれ地元に近い議員とコミュニケーションを取りながら、ある程度の活動は、見ていただけているというふうな内容が、あのアンケートからは、分かるんじゃないかなというふうに思います。

それと、やはり、これは旧町にとらわれず、当然、これだけの広いエリアを 14 名。現行よりも 4 名少ない議員で、カバーしていかなければいけないという課題はあります。これについても、当然、特別委員会の中で議論をし、一部は、全員協議会の中でも報告をさせていただいておりますけれども、やはり、議会の活動方法自身が、今、求められているのは、議会が、もっと積極的に住民に対して出ていく姿勢だと思うんです。

で、これも先ほど申し上げました、住民アンケート調査の結果の一番最後の項目だったと思うんですけども、じゃあ、議会改革で、どのようなものが求められますかという項目があったと思います。その中で、やはり、住民に対する報告会等についての要望は、非常に多かったと思っております。

まあ、これをもとにして、やはり、これからは、議会として地域に出向いていく。さらに言えば、今現在、町内の状況というのは、旧来であれば、自治会が単位として、いろんな要望なりというものが上がってきたわけですけども、ある程度のエリアをとらまえては、今、地域づくり協議会というものが設置され、その協議会の中で、地域課題の検討なんかも進んでいます。逆に言えば、議会とすれば、そうしたところに出向いていってのディスカッション、懇談会であるとか報告会、そうしたものを、活動の中に取り入れていくことによって、ある程度、定数が削減され、少なくなった中でも、地域自身の地域性を拾い上げる、住民の声を拾い上げるということは、可能ではないかなというふうに思っております。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） もう 1 点の問題というのは、今、言いましたよにね、議会改革を行って、住民の中へ入っていく。いわゆる議会基本条例なんか、どこもやっていますけども、当然その、改革をやるということは必要ですし、やっぱり、議員に対するね、見方という

のは、厳しいものが、やっぱりあります。そういった点からすればね、これは、定数問題にかかわらず、議会を改革し、議員一人ひとりの資質を向上して、そして、住民の中に、そういった報告会を議会として、責任持ってやっていくということはね、これは、当然、議員定数にかかわらず必要なことだというふうに思うんで、だから、削減しなきゃいけないんだということにはならないんじゃないかというふうに思うんですね。

それで、もう一つの問題は、チェック機能の問題なんですね。議員の場合は、時々議会に足を運んで調べるといふ、町民の中に入るといふ点ではあるんですけども、ところが、当局側は、どうかと言いますとね、本町の場合でも、町長以下、約 300 人ですか、消防がああいうことになりましたので、その分、減りましたけれども、毎日ね、いわゆる専門家としての町職員が公務に従事されていると。その中で、いろんな、最近、特にね、事務量も増えて、非常に複雑化しているというのは、私の感想なんですけど、そういう状況の中でね、議員が減ることによって、ますます、チェックしにくくなるんじゃないかな。これ、チェックするといふの、大変なことだというふうに、私、思うんですけど。

私も、30 年以上させていただいてますけどね、やっぱり本当に、チェックできたんだろうかといふことは、よく思うんですね。やっぱり、分からないことが多いんですよ。

しかし、一定の数がおれば、地域から、こんな問題聞いてきたというようなことでね、発覚するような問題といふのも、何度も経験しておるし、それから、才金ファーム問題の時なんかでもね、やっぱり、議会として割れたけれども、それぞれの意見を調査の中で、たたき合わすことができたということもありました。

そういう点からしてね、確かに、一人ひとりがすばらしい議員になるというのは大事なことなんでしょうけども、しかし、それだから、チェックできるというんじゃないくて、一定、数がいないとね、そういうチェックも、なかなか届かない。この点は、言えるんじゃないかというふうに思うんですけど。

まあ、先ほどの答弁と同じような内容になるかも分かりませんが、そのチェック機能については、何か、考えておられますか。

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

議会改革調査特別委員長（石堂 基君） 先ほど、趣旨の説明をさせていただいた中にも含んでいたと思うんですけども、やはり、これから分権の形も強化されてくる中で、いろいろな複雑化するといふことは、これはもう前提として、明らかにあります。

そうした中で、その行政執行の適正さ、有効性、こうしたものを評価する。あるいは監視していくといふのは、非常に優れた能力が要るものだと思いますし、今現在でも、それが十分できているかというふうに思いますと、私も、鍋島議員同様に、少し不安なところはあります。

ただ、かといって、通常の議会活動を、これまで同様にということになれば、やはり、その不安は拭いきれないと思います。これについても、委員会の中でも出てきましたし、全員協議会の中でも意見いただいた中にあったと思いますけども、やはり議会として、もう少し、議会本体は別として、委員会ですね、常任委員会の体制の整備、そして常任委員会の専門性ですね、それを強化する必要があるんじゃないかというふうに考えています。

当然のことながら、議会全体 14 名ということになれば、その 14 名が、それぞれに十分な能力を発揮して、常時行政機能を監視できる体制というのが、理想ではありますけども、まず、それに至る前としては、今ある既存の体制の中では、常任委員会の体制を整備して、もう少し専門的な知識を、今以上に持ってやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

まあ、それについては、それぞれ行政側のほうの協力も、当然のことながら必要になってきますので、そこは行政と協力し、それぞれの委員会機能というものを強化していく。それをするによって、通常、1年間を通しての行政運営の監視機能というものの、今以上の上向くことは、十分見込めるというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
ほかにございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 私も、議会改革ということについては、とてもいいことだと思います。

特に、議員の質を高めるといった意味も、いいことだと思うんですけども、先ほどから、鍋島議員が言われておりますように、チェック機能とか、委員会構成、それから、そういった諸々の点があるんですけども、私は、この改革委員会をつくられて、まず、アンケートを取られて、結局、そのアンケートの中で、議員の定数を削減しろという答えが、一番多かったということで、まず、これから取り組むということを言われたんですけども、私は、思うんですけども、削減しろという人の中には、あまり仕事をしない議員がいるという声を、私は、よく聞きます。

で、もっともっと、私らにでも、今頃来ないなというようなこともあって、反省すべき点は、私自身もあるんですけども、やっぱり、そういった意味で、削減すると、ますます、町民のところへ行けないとか、耳に、いろんな意見が入って来ないというようなことで、私は、この削減をすることよりも、まず、改革といった意味では、みんなの前に、町民の前に出て、例えば、議会報告をすとか、そういった活動をしてみて、やっぱりこれでも、削減は必要ですかというような、そういったことから、まず、取り組んで欲しかったと思うんですが、そのへんについては、どのようにお考えですか。

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

議会改革調査特別委員長（石堂 基君） これについては、先般の全員協議会の中でも、お話しなり、答弁としてお話をさせていただいたと思うんですけども、あくまで、今回の定数の改正について、これで、この議会改革自身が終わるというものでは、当然のことながらありません。

私が発言した内容、あるいはほかの委員さんからの発言も組んでいただいて、1丁目の1番地とは申しませんが、新たに、その議会組織というものを、どういうふうに見直していくかということを、いろんな議論した中で、まず、その外枠、形を決める上でということで、着手している。そしてまた、アンケート調査の結果にもありますように、6割強、63パーセントの方が、議員の数についての見直しを求められている。これらを、総合的に勘案して、この定数の見直しを行っているということが、まず1点、理解をしていただきたいと思います。

それと、もう1点ですけども、議員の質、云々という話があるんですが、これも冷静に、住民意識調査というものを振り返っていただきたいんですけども、先ほど、鍋島委議員の中の質問でも一部引用させていただいたんですが、住民の皆さんの声が、議会に反映され

ていると思いますかという質問、これも併せて行っています。で、それに対して、思うというふうに思われている方、少し思うというふうに思われている方含めてですけども、回答者、ご意見いただいた 848 名の方のうち、自分たちの思いが議会に反映されているか。自分たちが思っているような議会になっているかという部分では、27 パーセントなんです。一つは。

で、これに対して、先ほど言いましたように、じゃあ、自分たちが選んだ、議員の方が、ある程度頑張っているというふうに思いますかという問いに対しては、先ほど言いましたように、70 パーセントを超える方が、ある程度、評価を下さっているんですね。ということは、地域とは少し離れているかも分かんけども、選出された議員は、頑張っている。ある程度、評価されている。しかしながら、議会としては、その形が見えない。やっぱり問題は、ここだと思うんですね。

議会として、どういうふうにして住民の中に訴えていく。あるいは、住民と交わっていくかということが、この調査結果からも明らかなように、だから、それを進めていく議会改革というものの、まず、外枠を決めていく、こういう意味での定数削減、見直しという事で着手したというふうにご理解をいただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） それと、常任委員会ですけど、ちょっと言葉違うかも分かりませんが、専門性が、人数を少なくすることによって高まるというようなニュアンスに聞こえたんですけども、例えば、14 人にした場合、三つの常任委員会にすると、4 人ぐらいになります。そこで、委員長と副委員長を決めると、後は二人ということで、一人欠席をすると、もう結果としては、一人が反対すれば反対というか、即、結果が、全体の意見を聞かなくて出てしまうということになるし、また、7 人、7 人で分かれた場合でもですね、結局、付託案件も多くなったり、調べることが多くなって、専門性を高めると言われますけども、ますます、それは一生懸命しないといけないことは、絶対しないといけないんですけども、議員とやるべきことはやらないといけないんですけども、やっぱりそれを、しようと思えば、本当に大変になってきます。そしたら、それをしながら、チェック機能ということで、行政をチェックするということは、より今まで以上、18 人の時よりも 14 人という減らされることによって、例えば、二つの委員会になっても、三つになっても、結局は、余計困難になってくると思うんですけども、そのへんは、どのようにお考えですか。

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

議会改革調査特別委員長（石堂 基君） まず、委員会の専門性についてですけども、これは、最終的に調査特別委員会の中でも、最終的な結論に至っているものではありませんし、前回の全員協議会の中でも、一つの試案として、二つにという話もさせていただいたので、最終的には、形は決まっていません。

ただ、目指すところは、常任委員会の専門性というのは、今以上に、1 年間かけて、その常任委員会に関する業務内容について、深い知識を持っていく、深い関心を持っていくというふうな思いであります。

で、一つの例としましては、例えば1年間の中で、常任委員会が、一つの課題を持って、その課題を研究しながら、最終的には、何か、行政課題と連携して、提案、提言できるような内容のものをつくっていくとか、そういうふうな形での専門性であります。

で、これとはちょっと、連動しないんですけども、先ほど言われたように、委員会が現行、常任委員会が三つ設置されています。これについて、定数が14名になりますと、当然のことながら、一常任委員会については、人数が制限をされてきます。あるいは、前般の地方自治法の改正のように、一人が複数の常任委員会に属することも可能になりましたので、一つの常任委員会を10名あるいは、10何名で構成することも、また、できます。

ただ、そうした場合に、非常に、個々の議員の委員会等への出席頻度が多くなり、逆に言えば、専門的な知識を習得する機会を奪ってしまう可能性もありますので、これは、常任委員会の形を、現行のまま三つでいくのか、あるいは二つにしていけるのか。それは、今後、特別委員会なりで協議をしながら、また、皆さんにお諮りをしたいというふうに思っています。

いずれにしても、委員会、議員の専門性を上げていくということは、先ほどの鍋島議員の質問にも関連しますけども、本当に、これから先、いろんな形での行政に対する知識というものが、日々日々変わってくる内容になってこようかと思います。そうしたものに对应していくためにも、やはり行政と協働しながら、いろんな情報を仕入れ、あるいはディスカッションしながら、議会としても進んでいかなければいけないんじゃないかなというふうなところであります。

そうした部分を積極的にやっていくことによって、その人数が減ることのカバーというのは、十分に、私は、できるというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 3回でしたかね。これで3回ですか。

8番（笹田鈴香君） 今、いろいろ理由を言われましたけども、もう一つ、確認というか、今までにも言われてきましたけども、もう一度、お聞きしたいんですけども、今の18人の定数を14にした理由を明確に言われてはきましたけども、もう一度聞かせてください。

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

議会改革調査特別委員長（石堂 基君） 先ほど、申し上げました趣旨の説明の中に含まれている以上のものではありません。

一応は、これまでに特別委員会の中で議論をした内容、それから、全員協議会の中で、皆さんからいただいたご意見の内容、それらも全て含めたもので、この趣旨説明については、つくらせていただきましたので、先ほどの趣旨説明でご理解をいただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。ごぞいますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 16 番、日本共産党の鍋島です。

私は、議員定数を 14 人に削減する条例改正案の反対討論をいたします。

今回、提案の根拠となっています議会アンケートの議員定数については、894 人の方が回答され、約 6 割の方が議員数は多いと回答されておりますが、4 割の方は適当、少ない、分からないという、少なくとも、現行 18 人は多いとは思っていないとの回答であります。この結果について、私は、確かに、6 割は削減を求めておられますけれども、圧倒的多数の声ではないとも言えますし、4 割の多いとは思っておられない声は、削減するのは慎重にすべきとの警告とも取れると考えております。

そこで、4 人削減の問題点の第 1 点目は、有権者数で見れば、旧三日月町地域のように、議員一人だけしか選出できない恐れも、当然、出てきます。そうなれば、議会の重要な役割の広く町民の声を行政に反映する機能の低下は否定できない問題が起きます。

第 2 点目は、これも議会の重要な使命である行政をチェックする機能の低下の問題であります。私も 30 年以上議員を務めさせていただいておりますが、昔と比べ、今は、地方分権も進み、自治体の権限と仕事は、大きく増加しています。町長以下、300 人の行政の専門家である町職員が公務に従事されている現状からして、議員数を削減すればするほど、行政の監視が容易ならざるものになるのは明らかだと言わなければなりません。

以上、主要な問題点を指摘し、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、次に賛成討論ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 岡本でございます。

この件につきまして、賛成討論とさせていただきます。

合併した当時、2 万 3,000、4,000 人いらっしやった人口も、今、2 万人を切って 1 万 9,000 人台となりました。若者が、段々と街へ出てしまいいなくなり、そして、段々と寂しい村になっております。

ですから、こういうことを鑑みた時に、やはりですね、どこの世界におきましても、やはり行財政計画を進めるとともに、我々議員も、一番中身を把握しておる我々から、それを率先してですね、私も再三再四、今度では、14 人ということを申し上げてきました。

これは、町民の声を聞いた時に、仕事がない。そして給料が安い。そういう中でですね、本当に厳しい現実が、今、現に起こっております。

安倍総理も財界を連れて、世界中を飛び回ってでも、日本を売る、そういう今、姿を見た時に、やはり大変厳しい、そして、アルジェリアのほうまで出稼ぎに行ってもですね、10 人からの鉄砲で殺されたりするような厳しい現実が起こっております。これは、時代が求めるものであって、時代の波でございます。その時代に 대응することができないものは、取り残されるのみでございます。私は、この 14 人に対して、大いに、大いに賛成といたします。

議長（西岡 正君） はい、次に反対の方、ございますか。賛成まだありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

12 番（岡本安夫君） それでは、この議員発議について、賛成討論いたします。

提案説明で、十分趣旨は分かっていたと思いますが、改めて、その重複にはなりません。

ご承知のとおり議員というのは、住民の代表として出ているわけであります。そういう中で、住民の支持があつて、初めてこう、町当局側に対して厳しい指摘もできるわけであります。

こういう時代において、提案説明でもありましたように、時代の議員が、本町の財政状況の中で、議会や議員の役割りを十分に果たしていただけるよう、責任を持って引き継ぐことが、われわれの責任であります。

議員一人ひとりが自己研さんに励み、さらに少数精鋭に挑む覚悟を町民に示すことによって、よりこれからの議員も指示されるんじゃないでしょうか。

4 年前にも、こういうこと、話がありました。アンケート結果において、鍋島議員は、60 名は決して多くないと言いましたが、私は、60 名は圧倒的な声だと思っております。

改めて言いますけども、議員が率先して、改革の意思を示す。これが、一番重要なことだと思っております。

決して、これで終わりではありません。基本条例の制定などの実行が必要であります。これを担保することによって、議員定数を減らしていく。改めてお礼申しまして、賛成討論いたします。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

10 番（山本幹雄君） 賛成の立場で討論させていただきます。

反対討論の中において、その 14 名にすることを、委員長のほうから答弁を求められておりましたが、14 名にするということは、委員会の中で決定したことで、委員会として、この委員会は、設置した段階から、この定数というものを、どうするんだという協議の中で、いろいろ出てきた中で、意見の中で 14 名というのがでてきました。

その中、意見の中に、アンケートいうものを十分、そのアンケート結果というものを十分考慮しながら、町民の負託をどう受けるかということが、議会において重要なことであろうと思います。

地方自治法の 1 の 2 項にか、確か、住民の福祉の維持向上を図るというのがあると思いますが、その住民から、今、議会の人数は 6 割の方から多いというふうに意見をいただいております。その住民から負託を受けている議会としましては、そういった声に、ある程度、耳を傾けるということも、確かに大切であろうと思います。

ただ、何が何でも、定数を削減するというのではなく、前回のように 22 から 16 名、いきなり 6 名の削減は、激減緩和という意味においては、それは、少し、行きすぎであろうということで、我々は、18 名ということで意見をさせていただきました。

ただ、その時においても、段階的に削減するということは、これは、町民の意見、住民の意見を考えたら、いたし方ないことであるというふうにも感じておりました。

そして、今回のアンケートにおいても、確かに、18 名は多いと。今の佐用町の状況においては、もう少し減らすべきであろうという答えが、はっきり出ております。

そういった中で、委員会として協議し、いろいろな意見もありましたが、14 名というのを、この度、委員会として、提案させてもらいたいということで、今回、14 名を提案させていただきました。よって、14 名ということ賛成の立場で議論したいと思います。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） あの、反対討論を、笹田です。反対討論をさせていただきます。

まず、1 点目ですけども、やはり議員は、町民の声を、そして要望を聞いたり意見を聞いて、行政に届けて、そして、また行政をやっているかどうかというチェック機能としてもなくてはならないという、そういった仕事があります。

それと、先ほども言いましたが、やはり委員会構成も、私は難しくなると思います。

それと、やはり大勢いるか、人数が多いほど、やっぱり民主制の議会が保てるのではないのでしょうか。

そして、最後に言いたいのは、やはり削減することによって、ますます、その議員に出たいという人が出れないというのが、一番大きな問題に、この削減することによって、議員に出馬できないという人が出てくるのが、大変、心配になります。

そういった意味で、私は、この議員削減に対して、特に、14 名という数字に対しても反対の立場で、討論とさせていただきます。

議長（西岡 正君） ほかにないですね。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） 賛成討論をいたします。

近隣の市町と比較して、本町の議員数はですね、多すぎると思います。

多くの議員が必要だと思う明確な、先ほど聞きましたけれども、理由はみつからなかったんではないかと思います。

さまざまな問題があっても、先ほど、委員長から、今後の議会改革による議会報告等ですね、情報公開と町民参加の厚い熱のある報告がございました。知恵と工夫を凝らしてやればですね、十分可能な数字ではないかと、このように思いますので、賛成いたします。

議長（西岡 正君） ほかにありませんか。

はい、ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第 1 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、発議第1号、佐用町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
ここで、しばらく休憩したいと思いますので、よろしいでしょうか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） それでは、休憩をいたします。
この時計で3時15分から再開をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

午後03時00分 休憩

午後03時15分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、会議を続行します。

日程第29. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第30. 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第31. 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第32. 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて、日程第29に入ります。日程第29ないし日程第32を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって日程第29、諮問第2号から日程第32、諮問第5号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今一括上程をいただきました、諮問第2号から諮問第5号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

諮問第2号より説明をいたします。

現在、人権擁護委員として活躍いただいております、佐用町真宗317番地、岩本美保子氏の任期が、本年9月30日をもって満了となります。引き続き、人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第3号であります。

同じく現在人権擁護委員として活躍いただいております、佐用町西河内441番地2、押田美代子氏の任期が、本年9月30日をもって満了となります。引き続き、人権擁護委員にご就任いただきたく、候補者として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3号

の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第4号についてでございます。

同じく現在人権擁護委員として活躍いただいております、佐用町船越620番地、小紫光慈氏の任期が、本年9月30日をもって満了となります。引き続き人権擁護委員にご就任いただきたく、候補者として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第5号についてご説明申し上げます。

同じく現在人権擁護委員として活躍いただいております、佐用町久崎803番地132、古淵操氏の任期が、本年9月30日をもって満了となります。引き続き、人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それぞれ、ご同意いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 当局の説明が終わりました。

なお、諮問第2号ないし第5号は、本日即決といたします。

ここでしばらく休憩します。

午後03時18分 休憩

午後03時20分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を続行します。

ここでお諮りします。日程第29、諮問第2号については、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって諮問第2号、人権擁護委員の推薦につきましては、意見、

〔井上君「質問をしたいんですけど」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 質問があるんですか。

〔井上君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、そしたら、どうぞ。

7番（井上洋文君） よろしいですか。

議長（西岡 正君） はい。

7番（井上洋文君） 人事案件なんでね、深く立ち入るということとはできないんですけれども、ちょっとこれ、一度に、3人の、この同意を求めるということなんですけども、

〔「4人」と呼ぶ者あり〕

7 番（井上洋文君） あっ、4 人ですか、4 人求めるということなんで、お聞きしたいんですけど、これ 3 年間の人権擁護委員の、その活動の中にですね、その法務大臣へ報告するような内容があったかどうかということを、1 件、お聞きしたいんと、この活動というのは、どういう活動をされているのかという、その 2 点を、ちょっとお聞きしたいんですけど。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 一応、うちの町での事案として、法務大臣等に、相談といいますか、そういったことは、ありません。

それで、人権擁護委員さんの、主な仕事の内容でございますが、いじめとか、子どもの体罰、同和問題、あるいは女性、障害者問題というような、人権擁護に関する問題及び複雑な外国人問題に関するようなことに対する取り組みをしていただいております。

それで、それぞれ要件等もありまして、新任の場合は 65 歳以下、再任の場合は推薦時 75 歳以下というような方を推薦するようという形での依頼のほうで、法務局のほうからまいっておりますので、今回、こういった形での推薦という形でお願いをしております。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） 国もですね、このいじめに対して、人権問題だということで、このいじめ問題に対しても、その人権擁護委員会が、この関知するということのようなことも新聞に出ていたんですけども、そういう、いじめ問題等についてですね、町としては、どんなんですかね。この人権擁護委員会の方が、その入られる、入って一緒に、このいじめ問題についての解決をするというようなことは、やられておるんですか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。はい。

住民課長（梶生隆弘君） それぞれ、我々も、その、どういう内容という形のものは、事務局側も、承知はしてございませんので、そういう、もし、いじめ問題等で、教育委員会のほうから、もし、そういう依頼があれば、そういう事案に対しての参加はされているというふうに理解をしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

ほかにもありますので、仮に質疑があるなら、ここでしてください。ないですね。

はい、質疑を終結します。

ここで、お諮りします。日程第 29、諮問第 2 号については、お手元に配りました意見書のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申することに決定いたしました。

 続いてお諮りします。日程第 30、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって諮問第 3 号については、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申することに決定いたしました。

 続いてお諮りします。日程第 31、諮問第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって諮問第 4 号については、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申することに決定いたしました。

 続いてお諮りします。日程第 32、諮問第 5 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって諮問第 5 号については、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申することに決定いたしました。

日程第 33. 請願第 2 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2014 年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する件

議長（西岡 正君） 続いて日程第 33 に入ります。請願についてであります。

 今期定例会に請願 1 件を受理いたしております。

 請願第 2 号、小人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2014 年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する件は、会議規則第 87 条の規定により委員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

 それでは、請願第 2 号を議題とします。

請願について紹介議員の説明を求めます。10 番、山本幹雄君。

〔10 番 山本幹雄君 登壇〕

10 番（山本幹雄君） ただ今、議長のほうから説明いただいた提案説明をさせていただきます。

請願の趣旨といたしまして、35 人以下学級について、小学校 1 年生、2 年生と続いてきた 35 人以下学級の拡充が予算措置されていません。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応も課題となっています。また、いじめ、不登校など生徒指導の課題も深刻化しています。これらの解決にむけて、計画的な定数改善が必要です。兵庫県としても、35 人学級編製の推進等に必要な教職員定数の確保や、定数改善計画の策定を国へ要望しています。

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応をおこなうためには、1 クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見要望では、約 6 割が小中高校の望ましい学級規模として、26 人から 30 人を挙げています。このように、保護者も 30 人以下学級を望んでいることも明らかです。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDP に占める教育費の割合は、OECD 加盟国、データのある 31 カ国の中では、日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2014 年度政府予算編成において下記事項の実現について、地方自治法第 99 条の規定に基づき国の関係機関へ意見書提出を請願いたします。賛同のほどよろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） 本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより請願第 2 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

この請願第 2 号については、採択することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって請願第2号、小人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元をはかるための2014年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する件は、採択することに決定いたしました。

〔山本君「議長、動議」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10 番（山本幹雄君） 先ほど請願が採択されましたので、小人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書（案）を、本日の日程に追加されることをお願いいたします。

議長（西岡 正君） ただ今、山本幹雄君から、意見書案を、日程に追加して議題とすることの動議が提出されました。賛成者はございましたね。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） この動議は、1名以上の賛成者がありますので、成立いたしました。ここで、しばらく休憩をいたします。

午後03時31分 休憩

午後03時32分 再開

議長（西岡 正君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。
山本幹雄君から、お手元に配付いたしましたとおり、意見書案が文書で提出されました。
お諮りします。意見書案についての動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1．発議第2号 小人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書

議長（西岡 正君） それでは追加日程第1、発議第2号、小人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書（案）を議題といたします。
この際、お諮りします。本件は請願第2号の採択にともなう意見書の提出でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。
これより発議第2号を採決します。この採決は、挙手によって行ます。
発議第2号を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって発議第2号、小人数学級の推進など
定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書は、原案のとおり可決さ
れました。

日程第34. 委員会付託について

議長（西岡 正君） 続いて日程第34に移ります。
日程第34は、委員会付託についてであります。
ここで、資料配付のため、暫時休憩します。

午後03時31分 休憩

午後03時36分 再開

議長（西岡 正君） それでは休憩を解き、会議を続行します。
ここでお諮りします。お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の
委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。
お諮りします。明6月12日から16日まで、委員会開催等のため、本会議を休会したい
と思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決します。
なお、次の本会議は6月17日、月曜日午前9時30分から再開いたしますので、ご承知
くださいますようお願いいたします。
本日はこれにて散会いたします。大変長時間、ご苦勞さんでした。

午後03時37分 散会